

御坊市 国土強靱化 地域計画

～強くしなやかな御坊市に～



御 坊 市

G O B O C I T Y

はじめに

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が制定され、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてまいりました。



本市においても、南海トラフ地震等の大規模な災害の発生が危惧されており、様々な関係者が連携・協力しながら国土強靱化に取り組むことが不可欠であることから、平成 29 年 2 月に「御坊市国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定し、以来 5 年が経過しました。

地域計画における取組みはおおむね計画どおりに進捗したと評価できる一方、他の地域において大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化を踏まえると、本市においても国土強靱化の取組みは引き続き喫緊の課題であります。

近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、ここに地域計画を見直し、大規模自然災害等が発生しても最悪の事態に至らぬよう、強靱なまちづくりを計画的に進めてまいりますので、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

御坊市長 三浦 源吾

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 地域計画の目的	1
第2節 基本目標	1
第3節 地域計画の役割と位置づけ	1
第4節 地域計画の推進期間	2
第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第6節 基本的な進め方	5
第2章 対象とする災害と被害想定	6
第1節 本市の特性	6
（1）地勢	6
（2）気候	6
（3）人口構造	6
第2節 被害想定	7
（1）南海トラフ巨大地震	7
（2）100年に1回程度起こる大雨による日高川の氾濫	9
第3章 脆弱性の評価	10
第1節 評価の枠組及び手順	10
（1）想定するリスク	10
（2）事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	10
（3）施策分野の設定	12
（4）評価の実施手順	13
第2節 脆弱性の評価結果	13
第3節 脆弱性の評価のポイント	44
（1）ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化	44
（2）国、県、市民、民間等との連携	44
第4章 国土強靱化の推進方針	45
第1節 プログラムごとの推進方針	45
第2節 施策分野ごとの推進方針	75
第3節 市のみでは対応が困難な課題	83

第5章 プログラムの重点化	85
第1節 プログラムの重点化の考え方	85
(1) 人命の保護	85
(2) 他の事態の回避や被害軽減への影響	85
第2節 重点化すべきプログラム	85
 第6章 計画の推進	87
第1節 計画の進捗管理	87
第2節 プログラム推進上の留意点	87
 資料編	88
第1節 用語の解説	88

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 地域計画の目的

本市においては、近い将来の発生が予測されている南海トラフの地震（マグニチュード8～9クラス）や台風等の大雨による河川の氾濫等による被害が懸念されており、大規模自然災害等への備えが喫緊の課題となっている。

このような大規模自然災害が発生しようとも、市民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するため、地域計画を策定する。

第2節 基本目標

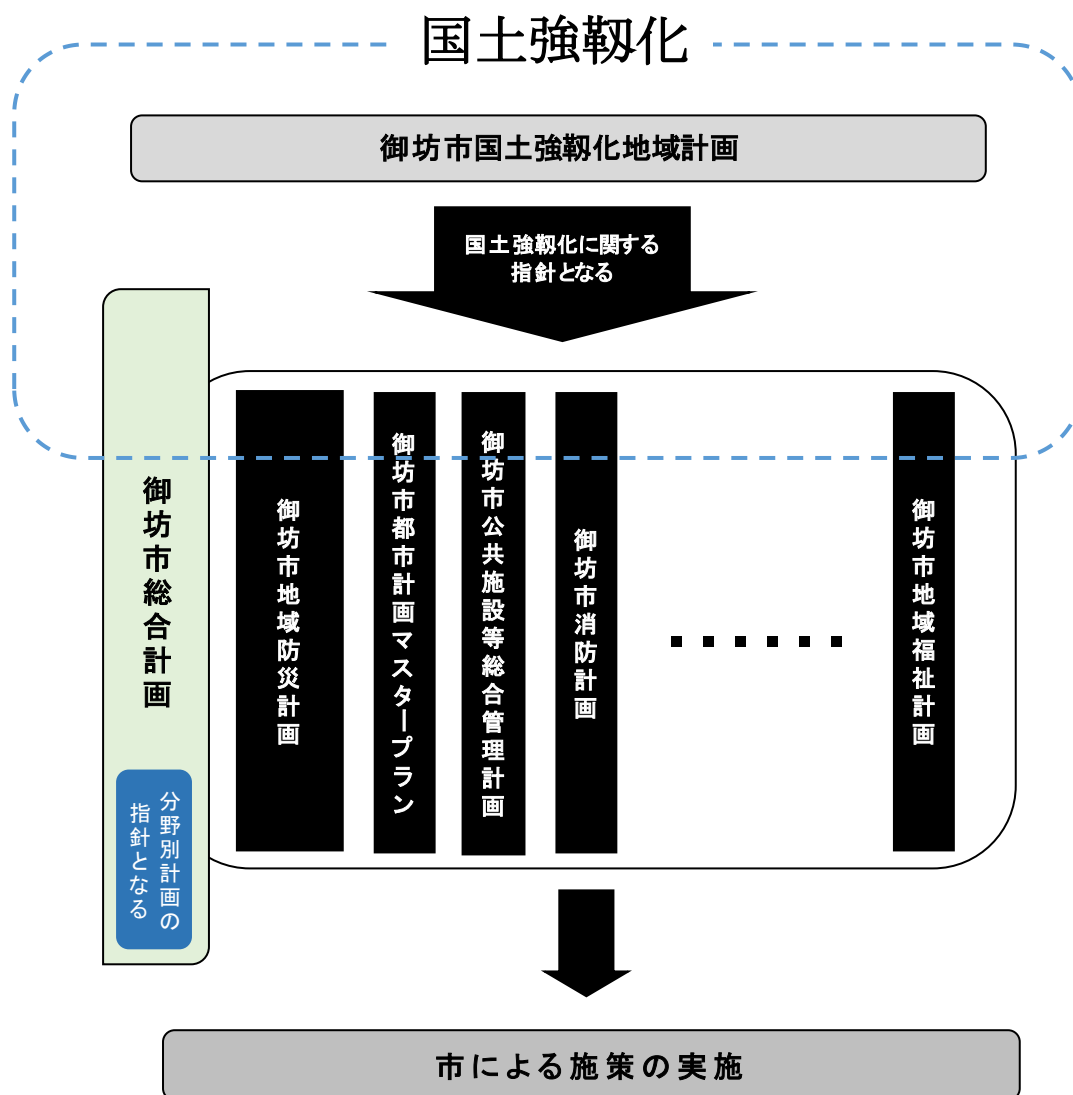
いかなる災害等が発生しようとも、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

第3節 地域計画の役割と位置づけ

地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靱化に係る部分については、地域計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していく。



第4節 地域計画の推進期間

地域計画では、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、概ね10年後を見据えつつ、令和4年度から5年間を推進期間とする。

第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組み姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しつつ、取り組む。
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組む。
- ・地域特性を活かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する市民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・行政、民間、市民が連携・協力しながら取組みの輪を広げていく。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。

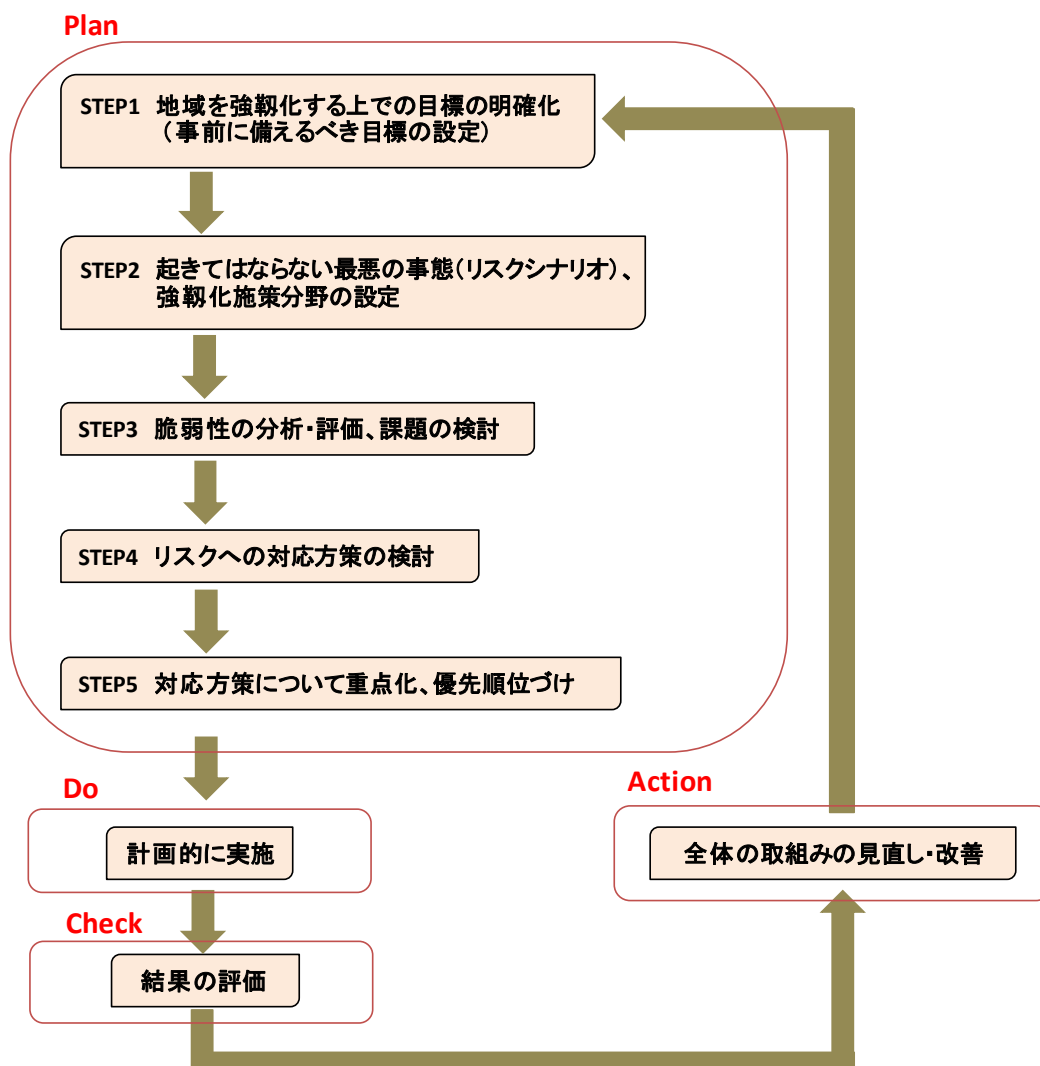
- ・女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・本市の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境が有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

第6節 基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、下記のとおり PDCA サイクルを繰り返す。

■基本的な進め方

- 1 地域を強靱化する上での目標の明確化（事前に備えるべき目標の設定）
- 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定、強靱化施策分野の設定
- 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- 4 リスクへの対応方策の検討
- 5 対応方策について重点化、優先順位づけを行い計画的に実施
- 6 その結果を評価し、全体の取組みの見直し・改善



第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本市の特性

(1) 地勢

本市は、紀伊半島の海岸線のほぼ中央部、日高平野に位置し、東西約8.4km、南北約16.3km、総面積43.91k m²と南北に細長い帯状の地形であり、そのほぼ中央部を幹川流路延長127k mの水量豊かな2級河川日高川が東西に貫流し、市域を河北、河南に区分している。

(2) 気候

本市の気候は、南海気候区に属している。南海気候区は、1年を通じて温暖な気候であり、本市の年間の降水量は2,173mm（平成27～31年平均）であり、それほど多くなく、瀬戸内海気候区に似た特徴を有している。気候の特徴は、6月～10月にかけて高温多湿であり、1月～3月にかけては低温で乾燥している。

(3) 人口構造

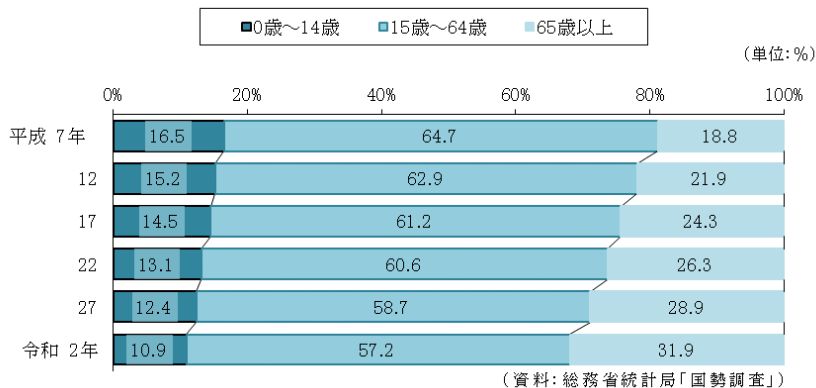
令和2年国勢調査において、本市の人口は23,481人、世帯数は10,123世帯であり、近年は減少傾向にある。また、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、令和2年国勢調査時点で31.9%と高い水準にあり、少子高齢化が進んでいる。

区 分	0歳～14歳	構成比	15歳～64歳	構成比	65歳以上	構成比	総 計
	人	%	人	%	人	%	人
平成 7年	4,705	16.5	18,449	64.7	5,356	18.8	28,510
12	4,263	15.2	17,625	62.9	6,143	21.9	28,034
17	3,889	14.5	16,437	61.2	6,531	24.3	27,053
22	3,393	13.1	15,682	60.6	6,815	26.3	26,111
27	3,057	12.4	14,462	58.7	7,118	28.9	24,801
令和 2年	2,496	10.9	13,155	57.2	7,333	31.9	23,481

※総計は年齢不詳を含む。

（資料：総務省統計局「国勢調査」）

※構成比は総計から年齢不詳を差し引いて算出している。

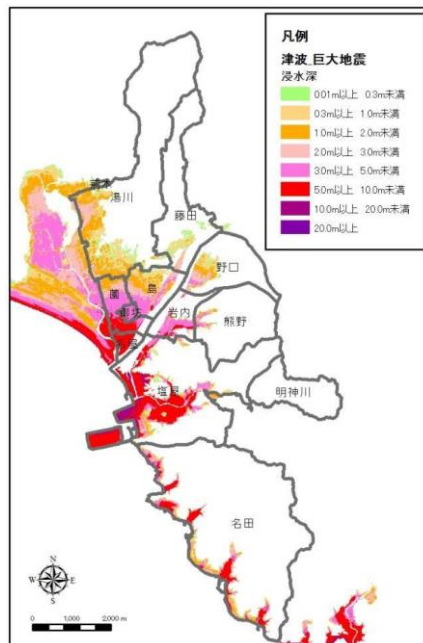


第2節 被害想定

御坊市地域防災計画（令和2年度修正）において被害想定とされているマグニチュード9クラスの「南海トラフ巨大地震」と「100年に1回程度起こる大雨による日高川の氾濫」を想定する。

（1）南海トラフ巨大地震

平成25年に和歌山県が発表した「和歌山県の津波浸水想定」による浸水予測図は次のとおりである。



（平成25年 和歌山県の津波浸水想定）

「平成26年 和歌山県の地震被害想定」において、和歌山県が試算した本市の被害想定は次のとおりである。南海トラフによる巨大地震が発生した場合、建物及び人的被害として、建物全壊7,400棟（58%）、死者6,900人（25%）と壊滅的な被害となることが想定されている。避難所への避難者（1日後）についても、15,100人（51%）の発生が想定されている。

◆建物被害（冬 夕方18時 風速6m）※¹

総棟数：12,900棟

被害の要因	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
揺れ等	3,700	－
津波	3,500	－
焼失	280	－
合計	7,400	2,700
全半壊率	58%	21%

※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数

※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

◆人的被害（冬 夕方18時 風速6m）※¹

人口：27,200人※²

被災の要因	死者数（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）	閉込者数（人）
建物倒壊（震動）による被害	160	180	550	－
建物倒壊（斜面崩壊）による被害	0	0	0	－
津波による被害	6,700	400	750	－
火災による被害	17	5	12	－
人的被害の合計	6,900	580	1,300	25

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

◆1日後の避難者（夏 昼12時 風速4m）※¹

発災時人口：29,600人※³

	1日後
避難所に避難する者（人）	15,100
避難所外生活者（人）	7,600
避難者総数	22,700

被害想定における設定

※1 （ ）内は発生時の季節、時刻、風速

※2 夜間人口と昼間人口からの推定人口

※3 昼間人口

（出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定）



第3章 脆弱性の評価

第1節 評価の枠組及び手順

(1) 想定するリスク

- ・南海トラフ巨大地震
- ・100年に1回程度起こる大雨による日高川の氾濫

(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

地域計画では、「事前に備えるべき目標」として、8つの目標を国の基本計画に即して設定した。また、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、国の基本計画において設定されている45の事態から本市の地域特性を踏まえて24の事態を選定した。

<事前に備えるべき目標>

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

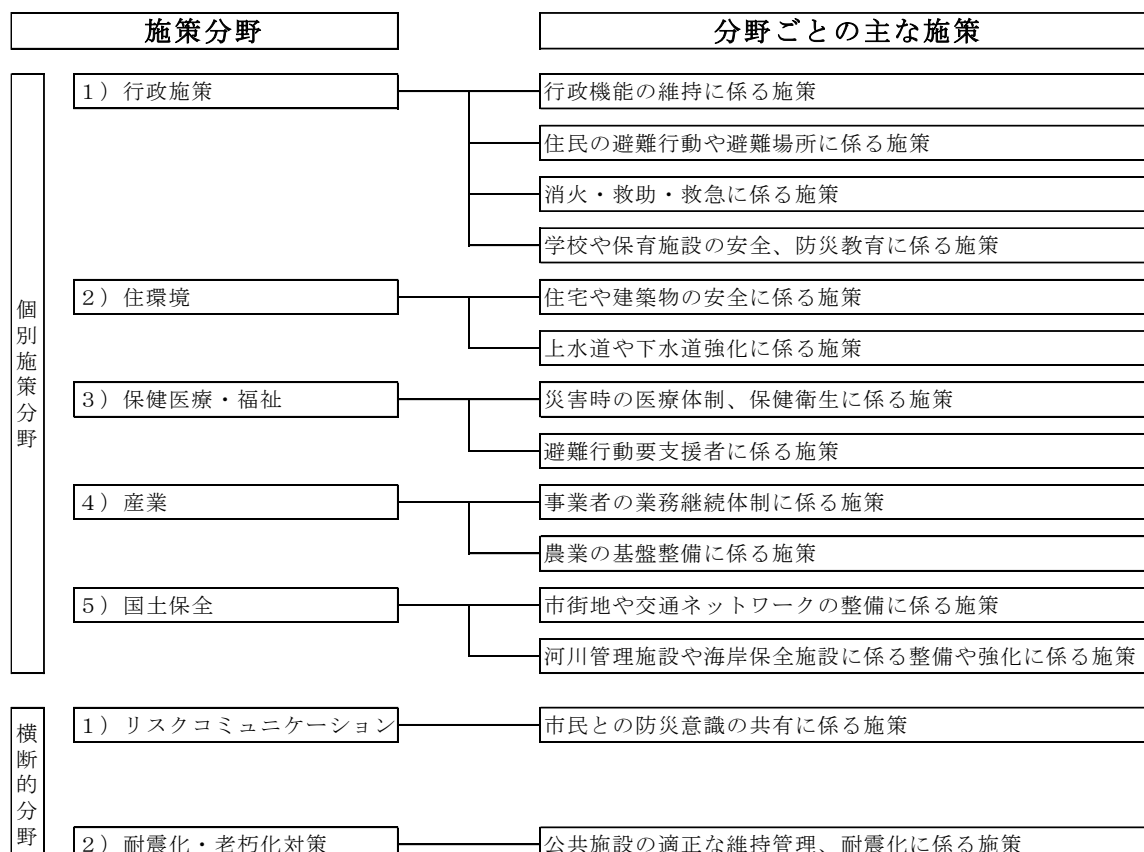
<起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）>

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による道路の寸断
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	救急救助、医療活動の機能不全
		2-3	疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、石油、ガスの供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出

8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

地域強靱化に関する施策分野は、5つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。個別施策分野として、①行政施策、②住環境、③保健医療・福祉、④産業、⑤国土保全の5分野を設定した。横断的分野として、①リスクコミュニケーション、②耐震・老朽化対策の2分野を設定した。



(4) 評価の実施手順

それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を特定し、また「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要か検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理した。

このような、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための横断的な施策群を「プログラム」とし、各プログラムの脆弱性を分析・評価した。

第2節 脆弱性の評価結果

脆弱性の評価結果は下記のとおりである。

1-1 建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生（推進方針 P. 45）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。その直後に、市内各地で建物倒壊や火災が起こり、道路が寸断する地域も出たため、多くの死傷者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、御坊市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。
- ・市職員の災害対応能力を高めるため、防災訓練等を定期的の実施しており、行政と関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

○消防活動体制の整備

- ・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る必要がある。
- ・消防団員は、条例に規定する定数を確保しているものの、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の継続的な確保が難しい状況にあるため、事業所等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。
- ・火災による被害の軽減を図るため、計画的に消防車両等の整備、効果的に耐震性防火水槽の設置及び既設防火水槽の耐震化を行い、消防力の向上を推進する必要がある。

- ・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・災害による道路、橋梁等の被害情報等により、通行止めなど通行規制を行う必要があるため、迅速かつ正確に被害情報を伝達できる体制を整備する必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。
- ・災害の規模やその様態によっては、広域的な連携による消防活動が不可欠なことから、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制を整備する必要がある。

2) 住環境

○空き家の対策

- ・空き家住宅等の実態を調査し、適正な管理が行われていない空き家等については、法に基づく措置の運用、対策の実施を総合的に推進していく必要がある。

3) 保健医療・福祉

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。
- ・福祉避難所として2か所を指定しているが、さらなる福祉避難所の確保に努める必要がある。

≪横断的分野≫

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・地震、津波から自分の命を守るために、市民に対し出前講座を通して、住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進める必要がある。
- ・災害時においては、地域住民等による応急活動や救援活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- ・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する必要がある。

○火災予防体制の整備

- ・火災の発生・被害の軽減のため、市民に対し、講習会や消防訓練の実施により、防火意識の向上や初期消火能力の向上を図る必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。
- ・御坊市の防災拠点施設として機能する市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性の確保及び津波被害に備える必要がある。
- ・自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等において、利用者等の安全を確保するために、耐震化、非常用発電等の防災や減災に係る施設及び設備等の整備が必要である。

○住宅・建築物の耐震化

- ・住宅の耐震化について、木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事の補助や、非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助を行っているものの、さらなる耐震化率の向上をめざす必要がある。
- ・地震の際、家具等の転倒により、負傷等による被害や逃げ遅れによる被害の拡大が懸念されることから、ブロック塀や家具の安全対策の取組みを促進する必要がある。
- ・地震による火災の発生原因は主に電気であり、地震発生時や停電の復旧時の通電等による火災を防ぐ必要がある。

<関係機関の取組み等>

(西日本旅客鉄道株式会社 JR 御坊駅)

- ・災害時において、鉄道利用者の安全を確保し避難ができるよう、対策を講じている。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災（推進方針 P. 48）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。耐震化が不十分な店舗、旅館、学校、老人ホーム等の不特定多数の方が利用する施設の倒壊・火災が発生し、多くの死傷者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○学校等防災体制の整備

- ・幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・災害時においては、地域住民等による応急活動や救援活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）

○企業・事業所の防災力の向上

- ・民間事業者に対し、地震・津波に関する知識、防災意識向上のための出前講座や防災訓練等を行うとともに、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。（再掲）
- ・御坊市の防災拠点施設として機能する市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性の確保及び津波被害に備える必要がある。（再掲）
- ・自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等において、利用者等の安全を確保するために、耐震化、非常用発電等の防災や減災に係る施設及び設備等の整備が必要である。（再掲）

1-3 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生（推進方針 P. 49）

シナリオ

南海トラフ巨大地震の発生後、沿岸部に津波が襲来し、市域の内陸部まで到達した。逃げ遅れ等による多数の死傷者・行方不明者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・国、県等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との連携の強化を図る必要がある。
- ・津波対策の基本は「すぐに逃げること」であり、市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する必要がある。
- ・市内の避難場所に避難するよりも、近隣町に避難することが有効である市民等が、円滑に避難できるよう、近隣町との相互応援協定のもと、連携を強化する必要がある。

○学校等防災体制の整備

- ・幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。（再掲）
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。（再掲）

○避難環境の整備

- ・平成 26 年 10 月和歌山県公表による本市の南海トラフ巨大地震における津波避難困難地域は、避難タワー建設によって解消されているが、引き続き津波等による被害の軽減を図る対策が必要である。
- ・津波避難誘導に役立つ各種標識、海拔表示板等を計画的に設置し、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保する必要がある。
- ・地震直後には、電力供給施設が麻痺し機能しない可能性があるため、停電時の暗い夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式 LED 避難誘導灯などを計画的に設置する必要がある。
- ・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営体制を構築する必要がある。
- ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難による被害の軽減を図るため、指定された社会福祉施設等に対し、避難確保計画の作成を促す必要がある。

- ・浸水が想定されている区域において、避難場所を十分確保するとともに、避難環境を整えるよう、市有施設等の整備を進める必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。
- ・防災行政無線のデジタル化の整備は完了しているが、情報提供の多様化を図るためメール配信サービス等、情報伝達手段の広報を進めていく必要がある。
- ・防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムの L-ALERT 機能により、避難勧告等の情報発信や携帯電話にメールを配信するシステムを導入するなど、情報伝達の多重化を図る必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。（再掲）

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。（再掲）
- ・福祉避難所として2か所を指定しているが、さらなる福祉避難所の確保に努める必要がある。（再掲）

○健康・福祉のまちづくりの推進

- ・一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。

5) 国土保全

○海岸保全の強化

- ・平成25年3月和歌山県公表による津波浸水想定において、最大津波高16m、津波浸水面積970ha、市域の22.1%が浸水することから、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の地震、津波、老朽化対策が急務である。
- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。

○河川等管理体制の強化

- ・地震後は河川を津波が遡上することから、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。
- ・災害時には、水門等の適正な開閉操作が必要であるため、定期的に訓練を実施しており、引き続き訓練を行い、災害時における適切な対応と判断力の向上を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・地震、津波の被害を最小限にするため、津波防災マップ等を活用し、HP掲載、市内全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める必要がある。
- ・宿泊施設に対して、施設への津波防災マップの設置や避難すべき方向を示す避難誘導灯の周知等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組みを実施する必要がある。

○企業・事業所の防災力の向上

- ・南海トラフ巨大地震の津波により30cm以上の浸水が想定される区域内で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規程により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規程の作成指導を引き続き行っていく必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・御坊市の防災拠点施設として機能する市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性の確保及び津波被害に備える必要がある。(再掲)

＜関係機関の取組み等＞

（熊野御坊南海バス株式会社）

- ・災害時において、路線バス利用者の安全及び迅速な避難を確保できるよう、災害対応マニュアル等を基に対策を講じている。
- ・災害時において、被災者、利用者等をバスにより応急輸送ができるよう努めている。

（紀州鉄道株式会社）

- ・災害時において、鉄道利用者の安全及び迅速な避難を確保できるよう、対応マニュアルを作成し、対策を講じている。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（推進方針 P. 51）

シナリオ

異常気象等による集中豪雨により、日高川の堤防の越水もしくは決壊が起こり多数の死傷者が発生した。大量の水が市街地まで流入し、市域が広範囲にわたって長期間浸水する事態となった。

＜個別施策分野＞

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・国、県等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との連携の強化を図る必要がある。（再掲）
- ・市内の避難場所に避難するよりも、近隣町に避難することが有効である市民等が、円滑に避難できるよう、近隣町との相互応援協定のもと、連携を強化する必要がある。（再掲）
- ・市民が適切な避難行動がとれるよう、平常時から避難勧告、避難指示等が発令された時の行動について、HP や広報掲載、出前講座等により周知・啓発を行う必要がある。

○避難環境の整備

- ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難による被害の軽減を図るため、指定された社会福祉施設等に対し、避難確保計画の作成を促す必要がある。（再掲）

○市街地等の浸水対策

- ・集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、日高川水系河川整備計画に基づき県と連携し河川整備事業を推進する必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・河川雨量情報システム等により情報を収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、情報伝達訓練をはじめとして、関係機関と連携強化を図る必要がある。
- ・災害による道路、橋梁等の被害情報等により、通行止めなど通行規制を行う必要があるため、迅速かつ正確に被害情報を伝達できる体制を整備する必要がある。(再掲)

2) 住環境

○排水体制の整備

- ・下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- ・排水ポンプ等は、迅速かつ確実な操作が必要であるため、定期的に操作訓練と作動点検を行っており、継続して訓練や点検を行う必要がある。

5) 国土保全

○河川等管理体制の強化

- ・市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図を作成し、HP に掲載、市内全戸に配布しており、引き続き出前講座等を活用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。
- ・市民が浸水からの避難を迅速にかつ安全に行えるよう、順次、地域独自の洪水・土砂災害避難マニュアルの策定を推進する必要がある。
- ・最大規模の降雨想定に基づく内水氾濫に対する市民の避難の円滑化と防災意識の向上に向けて、内水ハザードマップを作成して周知する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による道路の寸断（推進方針 P. 53）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や集中豪雨による地盤の緩みが原因で土砂災害が発生し、道路が寸断する地域が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。（再掲）

○避難環境の整備

- ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難による被害の軽減を図るため、指定された社会福祉施設等に対し、避難確保計画の作成を促す必要がある。（再掲）

4) 産業

○農業基盤の整備

- ・和歌山県が策定する「防災工事等推進計画」に基づき、農地・農業用施設の調査・評価を行うとともに、必要に応じて県営事業や国庫補助事業等を活用しながら農業基盤の整備を行う必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。
- ・平成16年3月に策定した都市計画マスタープランについて、社会情勢の変化に合わせて計画を見直し、効率的な公共事業の投資等を行う必要がある。

○土砂災害の防止

- ・土砂災害危険箇所や急傾斜崩壊危険箇所等の地盤整備が必要である。
- ・森林の保水力等の公益的機能を維持するためには、適切な間伐等により森林を整備する必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図を作成し、HP に掲載、市内全戸に配布しており、引き続き出前講座等を活用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。(再掲)
- ・市民が浸水からの避難を迅速にかつ安全に行えるよう、順次、地域独自の洪水・土砂災害避難マニュアルの策定を推進する必要がある。(再掲)
- ・ため池が決壊した場合の被害の低減のため、ため池ハザードマップを作成し、HP に掲載しているが、他のハザードマップと併用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(推進方針 P. 54)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波などの影響による情報通信の途絶や、避難勧告等の発表が遅れたことが影響し、市民の避難行動が遅れ、多数の死傷者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。(再掲)
- ・防災行政無線のデジタル化の整備は完了しているが、情報提供の多様化を図るためメール配信サービス等、情報伝達手段の広報を進めていく必要がある。(再掲)
- ・防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムの L-ALERT 機能により、避難勧告等の情報発信や携帯電話にメールを配信するシステムを導入するなど、情報伝達の多重化を図る必要がある。(再掲)

3) 保健医療・福祉

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。(再掲)

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・地震、津波の被害を最小限にするため、津波防災マップ等を活用し、HP 掲載、市内全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める必要がある。(再掲)

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（推進方針 P. 55）

シナリオ

南海トラフ巨大地震、津波等により、道路が通行不能となり、物資の輸送が困難な状態となった。このため、食料・飲料水等の物資の不足が生じた。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・国、県等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。
- ・大規模災害発生時における物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を民間事業者等と締結しており、災害時においてさらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携を強化する必要がある。

○避難環境の整備

- ・避難所ポテンシャル調査に基づき設定した備蓄物資の目標数（津波浸水想定区域内人口の12,500人の1日分）には、現状では全ての品目において数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。

- ・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう、分散備蓄体制を整備する必要がある。

2) 住環境

○応急給水体制の強化

- ・地震等の災害が発生した場合の対応については、「水道災害等危機管理マニュアル」を基に年1回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。
- ・災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・県や関係機関と連携して、医薬品等の供給体制及び医療救護に係る連携体制を整備する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。
- ・道路施設の被害を受け、緊急輸送道路等が途絶された場合、障害物の除去・道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う体制を整備する必要がある。
- ・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化や修繕を図る必要がある。

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○備蓄の促進

- ・備蓄にあたっては、自助・共助・公助の観点から、市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での水、食料、生活必需品等の備蓄促進を、HP や広報掲載、出前講座等により啓発する必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・御坊市の防災拠点施設として機能する市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性の確保及び津波被害に備える必要がある。（再掲）
- ・本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、耐震化及び長寿命化を推進する必要がある。

2-2 救急救助、医療活動の機能不全（推進方針 P. 58）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、消防等の施設や車両・資機材等に被害が出たことで、救助・救出活動に遅れが生じた。広域的な受援を受けるが、道路の寸断により、必要な物資、燃料等の調達が不足し、受援体制の受入れが思うように進まない状況となった。また、医療機関や医療従事者も被災し、対応が追いつかない状況となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・国、県等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関との連携の強化を図る必要がある。（再掲）

○消防活動体制の整備

- ・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る必要がある。（再掲）
- ・救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材の整備等、消防力の継続的な向上を推進する必要がある。

- ・最低限の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、石油販売事業者や組合と協定締結を行っており、協定先である組合等との平常時から連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。

○受援体制の整備

- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。
- ・災害の規模やその様態によっては、広域的な連携による消防活動が不可欠なことから、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制を整備する必要がある。(再掲)

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)
- ・県や関係機関と連携して、医薬品等の供給体制及び医療救護に係る連携体制を整備する必要がある。(再掲)

○業務継続体制の整備

- ・業務の継続、早期復旧が難しくなる恐れがあることから、病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。(再掲)
- ・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化や修繕を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。（再掲）

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）

≪横断的分野≫

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

＜関係機関の取組み等＞

（ひだか病院）

- ・災害時において、迅速に災害医療体制が確立できるよう、災害時対応マニュアルを整備している。
- ・災害医療への取組みとして、DMAT を結成し、訓練等により充実強化に努めるとともに、被災地へ派遣している。
- ・災害時には、被災地内で救急治療や災害医療を行うため、派遣された DMAT や医療チームの受入れ体制を整備している。
- ・県や関係機関と合同の災害医療救護訓練を年 1 回実施している。

2-3 疫病・感染症等の大規模発生（推進方針 P. 60）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、上下水道施設が損壊し不衛生な状況に陥った。また、避難所において、避難生活の疲れから免疫力が低下し、インフルエンザやノロウイルスといった感染症が拡大した。

《個別施策分野》

2) 住環境

○排水体制の整備

- ・ 定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協定締結等により、大規模災害に備えており、平成 28 年度に策定した下水道業務継続計画（BCP）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。
- ・ 下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。（再掲）
- ・ 単独浄化槽は老朽化等により破損する恐れがあり、単独浄化槽から合併浄化槽等への転換も含め、災害に強く、早期に復旧できる合併浄化槽の整備を推進する必要がある。

○受援体制の整備

- ・ 下水道施設機能阻害の一因となる排水設備破損箇所からの汚水管渠への土砂等の流入を迅速に防ぐため、また下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務の協定を関係機関等と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。

○応急給水体制の強化

- ・ 災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。（再掲）

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・ 平成 26 年 10 月和歌山県公表の南海トラフによる地震被害想定では、避難所への避難者（1 日後）は 15,100 人と大量発生が想定されていることから、避難所等被災者の衛生的な生活環境を確保するとともに、感染症の発生と流行を防止するために、インフルエンザ等の予防接種率のさらなる向上を図る必要がある。
- ・ 避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する必要がある。

- ・被災者は心身ともに疲労していることが予想されるため、健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する必要がある。

○遺体収容体制の整備

- ・平成26年10月和歌山県公表の南海トラフによる地震被害想定では、死者数は約6,900人と想定されており、遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する必要がある。

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、耐震化及び長寿命化を推進する必要がある。(再掲)
- ・災害時の避難場所に指定されている学校施設は、経年による老朽化が進行していることから、計画的に改修し、避難者の生活環境の向上を図る必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（推進方針 P. 62）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、職員に死傷者が発生し、災害対応できない職員が多数発生した、また、市役所庁舎をはじめ、行政関係の施設が被害を受け、一部では機能しない状態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、御坊市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・市職員の災害対応能力を高めるため、防災訓練等を定期的の実施しており、行政と関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。(再掲)
- ・災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、市民の状況、被害状況など多種多様な情報を収集する必要があることから、情報収集体制、本部組織の運営体制を整備・強化する必要がある。

○業務継続体制の整備

- ・平成 27 年 1 月からの業務系システムクラウド化により、データが遠隔地保管され、システムの早期復旧体制が整備されており、今後、現行システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う必要がある。
- ・庁舎代替施設を想定した業務継続計画（BCP）は平成 31 年度に策定しているが、問題意識の共有等を図る必要がある。

○消防活動体制の整備

- ・平成 25 年 3 月和歌山県公表の南海トラフによる地震・津波浸水想定において、消防庁舎は、30cm 以上 1 m未満の津波の浸水が予測されており、消防車両や資機材が被害を受けることから、退避するための代替の拠点施設として防災センターを修繕する必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。（再掲）
- ・災害の規模やその様態によっては、広域的な連携による消防活動が不可欠なことから、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制を整備する必要がある。（再掲）
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。（再掲）

○エネルギーの有効活用

- ・災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での停電等に備え、太陽光発電、非常用発電装置等の充実を図る必要がある。

≪横断的分野≫

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。（再掲）
- ・御坊市の防災拠点施設として機能する市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性の確保及び津波被害に備える必要がある。（再掲）

- ・公営住宅を管理していくためには、計画的な維持修繕が必要であるが、御坊市公営住宅等長寿命化計画は、令和4年度までであるため、計画を更新する必要がある。
- ・公営住宅については、御坊市公営住宅等長寿命化計画に基づき予防保全的な観点から、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。
- ・昭和40年代に建設された中耐住宅について、更新時期や社会情勢等を踏まえて、市営住宅の適正規模等を考慮し、住宅施策の方向性を示す必要がある。

4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態 (推進方針 P. 63)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設が被災し、情報通信が機能しなくなり、災害情報が必要な者に伝達できない状況となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。(再掲)
- ・防災行政無線のデジタル化の整備は完了しているが、情報提供の多様化を図るためメール配信サービス等、情報伝達手段の広報を進めていく必要がある。(再掲)
- ・地震等による被害や機器の故障等により、情報の途絶が考えられることから、和歌山県防災情報システムの情報通信の活用、その他の手段による伝達を実施する必要がある。
- ・災害時には通信規制及び電話回線の損傷等により、一般電話や携帯電話による通信が困難になることが懸念されるため、被害等の情報収集・伝達方法を確立する必要がある。
- ・災害時には、本市HPへの大量のアクセスにより、HPサーバーがダウンする恐れがあるため、キャッシュサイトの整備によりアクセスを分散させるなど、サーバーへの負荷の軽減に努める必要がある。

○エネルギーの有効活用

- ・災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での停電等に備え、太陽光発電、非常用発電装置等の充実を図る必要がある。(再掲)

＜関係機関の取組み等＞

（西日本電信電話株式会社）

- ・災害による被害低減のため、電気通信設備等の防災設計の実施に努めている。
- ・災害時においても通信を確保するため、通信網の整備に努めている。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
（推進方針 P. 64）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断し、生産活動に必要な部品の調達等が円滑にできなくなり、事業所の活動が停止した。

＜個別施策分野＞

4) 産業

○業務継続体制の整備

- ・大規模災害時には業務の継続、早期復旧が難しくなる恐れがあることから、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。
- ・被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。（再掲）
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。（再掲）
- ・道路施設の被害を受け、緊急輸送道路等が途絶された場合、障害物の除去・道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う体制を整備する必要がある。（再掲）

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）

- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。（再掲）

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）

5-2 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 (推進方針 P. 65)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、金融機関の施設倒壊や電力の供給停止等が起こり、金融サービスが停止することで、経済活動に大きな影響が生じた。

《個別施策分野》

4) 産業

○業務継続体制の整備

- ・金融機関の災害対策等について、業務継続計画（BCP）も含め、金融機関で取り組んでいるが、今後の実情等に応じて働きかける必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞（推進方針 P. 66）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断され、食料等の安定供給ができない事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○避難環境の整備

- ・避難所ポテンシャル調査に基づき設定した備蓄物資の目標数（津波浸水想定区域内人口の12,500人の1日分）には、現状では全ての品目において数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。（再掲）
- ・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう、分散備蓄体制を整備する必要がある。（再掲）

4) 産業

○農業基盤の整備

- ・農業水利施設が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平常時より施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図る必要がある。

○農業担い手の支援

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後さらに耕作放棄地の増加が懸念されることから、農業生産活動の継続及び担い手を育成する必要がある。
- ・野生鳥獣による農作物への被害によって農業経営、農村地域の営農環境の悪化、耕作放棄地が増加する恐れがあることから、被害を防止する必要がある。

○業務継続体制の整備

- ・被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。(再掲)

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。(再掲)
- ・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化や修繕を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

6-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止（推進方針 P. 68）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給が停止し、道路寸断等により、石油やLPガスの供給も困難になった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○エネルギーの有効活用

- ・災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での停電等に備え、太陽光発電、非常用発電装置等の充実を図る必要がある。（再掲）
- ・自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等において、利用者等の安全を確保するために、耐震化、非常用発電等の防災や減災に係る施設及び設備等の整備が必要である。（再掲）

＜関係機関の取組み等＞

（関西電力株式会社）

- ・電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、防災環境の整備に努めている。
- ・災害による断線、電柱の倒壊・折損等による事故防止や電気火災等の電気事故防止のための広報活動等に努めている。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止（推進方針 P. 68）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、浄水場や処理場、管路が破壊されたことで、上下水道等の供給が停止した。

《個別施策分野》

2) 住環境

○排水体制の整備

- ・定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協定締結等により、大規模災害に備えており、平成28年度に策定した下水道業務継続計画（BCP）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。（再掲）
- ・下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。（再掲）

- ・単独浄化槽は老朽化等により破損する恐れがあり、単独浄化槽から合併浄化槽等への転換も含め、災害に強く、早期に復旧できる合併浄化槽の整備を推進する必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。
- ・下水道施設機能阻害の一因となる排水設備破損箇所からの汚水管渠への土砂等の流入を迅速に防ぐため、また下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務の協定を関係機関等と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○応急給水体制の強化

- ・地震等の災害が発生した場合の対応については、「水道災害等危機管理マニュアル」を基に年1回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。(再掲)

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化、長寿命化を推進する必要がある。(再掲)

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（推進方針 P. 69）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路、鉄道施設、港湾施設等の交通網が使用できない状態となった。

《個別施策分野》

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)

- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。(再掲)
- ・平成16年3月に策定した都市計画マスタープランについて、社会情勢の変化に合わせて計画を見直し、効率的な公共事業の投資等を行う必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生（推進方針P.70）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、臨海部に位置する発電施設等のタンクが損壊し、火災や爆発を起こすとともに、船舶や漂流物が津波によって流され、大規模な延焼を引き起こした。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○危険物施設等の安全対策

- ・危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や自衛消防隊・県・警察・海上保安部等との合同訓練を継続して実施し、防災・減災体制の充実強化を図る必要がある。

＜関係機関の取組み等＞

（関西電力株式会社 御坊発電所）

- ・津波の影響により燃料タンクが滑動・浮動し、燃料等が海上に流出するリスクを低減させるため、滑動対策として、燃料タンクの緊急遮断弁を遠隔操作化するとともに、浮動対策として、燃料タンクの貯油量を高レベル運用している。

7-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生（推進方針 P. 71）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や異常気象による集中豪雨等により、大規模な山腹崩壊が発生し、椿山ダムに大量の土砂等が流入するなど、洪水調整機能が低下し、市域において洪水被害が発生した。また、豪雨等によりため池の堤体が決壊する事態となった。

《個別施策分野》

4) 産業

○農業基盤の整備

- ・和歌山県が策定する「防災工事等推進計画」に基づき、農地・農業用施設の調査・評価を行うとともに、必要に応じて県営事業や国庫補助事業等を活用しながら農業基盤の整備を行う必要がある。（再掲）

5) 国土保全

○河川等管理体制の強化

- ・市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。（再掲）
- ・日高川水系後谷川及び王子川水系才郷谷川において土砂が堆積していることから、浚渫により流下能力を確保する必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図を作成し、HP に掲載、市内全戸に配布しており、引き続き出前講座等を活用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。（再掲）
- ・市民が浸水からの避難を迅速にかつ安全に行えるよう、順次、地域独自の洪水・土砂災害避難マニュアルの策定を推進する必要がある。（再掲）
- ・ため池が決壊した場合の被害の低減のため、ため池ハザードマップを作成し、HP に掲載しているが、他のハザードマップと併用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。（再掲）
- ・最大規模の降雨想定に基づく内水氾濫に対する市民の避難の円滑化と防災意識の向上に向けて、内水ハザードマップを作成して周知する必要がある。（再掲）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出（推進方針 P. 72）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、有害物質の貯蔵施設が損壊。有害物質が大気中や、河川、海に流出・拡散し、大気や河川、海上の汚染等の被害が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○危険物施設等の安全対策

- ・危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や自衛消防隊との合同訓練を継続して実施し、災害の発生・拡大防止を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○企業・事業所の防災力の向上

- ・危険物施設等の管理者に対し、講習会並びに研修会などの保安教育を継続して実施することにより、保安管理の向上を図る必要がある。

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（推進方針 P. 72）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、大量の瓦礫が発生した。また、廃棄物処理施設が被災したため、処理が追いつかず、復旧・復興が大幅に遅れる事態となった。

《個別施策分野》

2) 住環境

○災害廃棄物対策

- ・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。
- ・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県及び関係機関との連携体制を整備する必要がある。
- ・廃棄物処理施設は、一部事務組合において昭和 55 年に建設したが、耐用年数を迎えることや老朽化していることから、施設を整備する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態（推進方針 P. 73）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、瓦礫が大量に内陸部まで流されてきた。緊急輸送道路等の道路啓開作業等を行う人材や重機を投入するも、被害が広範囲に及ぶ中、建設業者等も多数被災していることから、処理が追いつかない事態となり、復旧・復興が大幅に遅れる原因となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。（再掲）
- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。（再掲）
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。（再掲）

2) 住環境

○人材の確保

- ・災害により被災した建築物及び宅地からの二次災害を防止、軽減するために、応急危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る必要がある。
- ・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。

5) 国土保全

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（推進方針 P. 74）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、長期の避難生活を余儀なくされ、地域のコミュニティが崩壊した。それらの被災地域では空き家への侵入、窃盗などの治安の悪化によって、復旧・復興が遅れる事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○社会秩序の維持

- ・治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して出前講座等により啓発を行う必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・災害のショックや避難所生活の長期化等により、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、精神面へのケアができる体制を整備する必要がある。

○健康・福祉のまちづくりの推進

- ・避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、ごぼう総活躍のまち講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態（推進方針 P. 74）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、市内各地で建物倒壊や火災が発生した。土地の境界や所有者の情報を把握しておらず、被災後に復興の方向性に関する協議が難航し、復旧・復興が遅れる事態となった。

2) 住環境

○住宅対策

- ・応急仮設住宅について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、被災市民の住居確保を図る必要がある。

5) 国土保全

○地籍調査の推進

- ・土地の境界等が把握できていない場合、災害発生後の復旧・復興の遅れにつながる
ことが懸念されるため、地籍調査を順次実施する必要がある。

○土地利用

- ・地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業は疲弊し、再生する意欲を失ったり、
まちを離れる事態を招くなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなる
恐れがあるため、事前に復興計画を策定しておく必要がある。

第3節 脆弱性の評価のポイント

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害に対して、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、早急に取り組んでいく必要がある、そのためには、施策の重点化を図りつつ、計画的に施策を推進していく必要がある。

(2) 国、県、市民、民間等との連携

国土強靱化を推進していくためには、国・県・市民・民間事業者等と連携、協力していくことが重要である。

第4章 国土強靱化の推進方針

第3章で示した脆弱性の分析・評価を踏まえ、強靱化の推進方針を決定し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに推進方針をとりまとめた“プログラムごとの推進方針”を第1節に、「施策分野」ごとに推進方針をとりまとめた“施策分野ごとの推進方針”を第2節に示した。また、“市のみでは対応が困難な課題”を第3節に示した。

第1節 プログラムごとの推進方針

プログラムごとの推進方針は下記のとおりである。

1-1 建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生（脆弱性の評価 P. 13）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。その直後に、市内各地で建物倒壊や火災が起こり、道路が寸断する地域も出たため、多くの死傷者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○防災体制の整備 - 市職員の初動体制の強化を図る。 - 行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。 ○消防活動体制の整備 - 消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る。 - 事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。 - 火災による被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、計画的に消防車両等の整備、効果的に耐震性防火水槽の設置及び既設防火水槽の耐震化を行う。 - 地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う。 ○情報通信体制の整備 - 道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。		
	【防災】職員初動対応マニュアルの策定及び見直し 実施中（R2） 【防災】職員を対象とした消防・防災訓練の実施 実施中	実施（継続） 実施（継続）
	【消防】消防職員及び消防団員の訓練実施 実施中	実施（毎年度）
	【消防】消防団の充実・強化 223名（R3）	230人
	【消防】消防自動車購入事業 実施中	実施（随時）
	耐震性防火水槽新設及び既設防火水槽耐震化事業 耐震化防火水槽 44基（R3）	実施（2年に1基設置）
	【消防】火災予防対策事業 実施中	実施（毎年度）
	【都建】道路等の被害情報収集及び提供体制の構築 実施中	実施（継続）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○受援体制の整備 - 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。 - 和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。	【防災】 協定の締結及び受援計画の策定・見直し 協定締結済、受援計画策定済 【消防】 緊急消防援助隊受援計画に基づく体制の整備 整備済	実施（随時） 整備（継続）
2) 住環境 ○空き家の対策 - 空き家住宅等の実態調査を実施する。 - 地域住宅計画に定めた区域内で、市が認定した不良住宅の撤去費用の一部を補助する。	【都建】 空き家再生等推進事業（除却事業） 調査済（H28） 【都建】 空き家再生等推進事業（除却事業） 進捗率 31.5%（R3）	調査実施（R4） 94%（R7）
3) 保健医療・福祉 ○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備 - 避難行動要支援者名簿を作成・更新する。 - 福祉避難所として社会福祉施設等への受け入れ協力体制を整える。	【健福】 避難行動要支援者の把握 1回/年 【健福】 避難行動要支援者を福祉施設等へ受け入れる体制づくり 2か所（R3）	実施（毎年度） 指定（随時）
＜横断的分野＞ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 - 各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。 - 地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を実施する。 - 火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する。 ○火災予防体制の整備 - 防火意識や初期消火能力の向上のため、市民に対し講習会や消防訓練を実施する。	【防災】 防災意識の啓発 実施中 【消防】 市民等を対象とした応急手当方法等の講習会の開催 実施中 【防災】 自主防災組織連絡協議会の強化 設立（R3） 【消防】 地域防災力向上事業の実施 実施中	実施（毎年度） 実施（毎年度） 実施（毎年度） 実施（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 - 公共施設等総合管理計画を見直し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。 - 市庁舎の耐震性を確保、災害対策本部の機能を十分に発揮できる施設整備を行う。 - 高齢者施設等の施設や設備の整備に対して補助事業を実施する。 ○住宅・建築物の耐震化 - 地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。 - 避難路等に面しているブロック塀等の撤去・改善を実施する所有者に対して補助を行う。 - 家具転倒防止金具を設置しようとする高齢者や障がい者等に対し、設置費用及び金具費用について上限を設け補助を行う。 - 感震ブレーカーを設置しようとする高齢者や障害者等に対して、購入費用等、上限を儲けて補助を行う。	【財政】公共施設等総合管理計画の策定 実施中 【財政】新庁舎建設事業 実施中 【介護】地域介護・福祉空間設備等施設整備補助事業 実施中 【都建】木造住宅耐震診断委託事業 進捗率 67.5% (R3) (※) 住宅耐震診断補助金（非木造） 進捗率 10% (R3) (※) 住宅耐震改修設計審査委託事業 進捗率 41.2% (R3) (※) 住宅耐震化促進事業補助金（県費、国費） 進捗率 54.1% (R3) (※) 住宅耐震化促進事業（耐震ベッド、耐震シェルター） 進捗率 30% (R3) 【防災】ブロック塀等撤去改善事業 実施中 (※) 【防災】家具転倒防止金具取付事業 実施中 【防災】感震ブレーカー設置事業 実施中	完了 (R3) 完了 (R6) 実施（随時） 94% (R7) 60% (R7) 83% (R7) 97% (R7) 80% (R7) 実施（継続） 実施（継続） 実施（継続）

(※) 国の住宅・建物安全ストック形成事業等を活用し事業を推進

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災（脆弱性の評価 P. 16）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。耐震化が不十分な店舗、旅館、学校、老人ホーム等の不特定多数の方が利用する施設の倒壊・火災が発生し、多くの死傷者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○学校等防災体制の整備 - 幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。 - 小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。	【社福】 防災教育・防災対策の推進 実施中 【教総】 防災教育・防災対策の推進 実施中	実施（随時） 実施（随時）
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 - 地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を実施する。（再掲） ○企業・事業所の防災力の向上 - 民間事業者に対し、出前講座や防災訓練等を実施し、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する。	【消防】 市民等を対象とした応急手当方法等の講習会の開催 実施中 【消防】 防火・防災訓練の推進 実施中	実施（毎年度） 実施（毎年度）
2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 - 公共施設等総合管理計画を見直し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。（再掲） - 市庁舎の耐震性を確保、災害対策本部の機能を十分に発揮できる施設整備を行う。（再掲） - 高齢者施設等の施設や設備の整備に対して補助事業を実施する。（再掲）	【財政】 公共施設等総合管理計画の策定 実施中 【財政】 新庁舎建設事業 実施中 【介護】 地域介護・福祉空間設備等施設整備補助事業 実施中	完了(R3) 完了(R6) 実施（随時）

1-3 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生（脆弱性の評価 P. 17）

シナリオ

南海トラフ巨大地震の発生後、沿岸部に津波が襲来し、市域の内陸部まで到達した。逃げ遅れ等による多数の死傷者・行方不明者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・国、県等の関係機関との連携強化のため、日ごろからの意見交換等を実施する。 ・市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する。 ・近隣町の避難場所へも円滑に避難できるよう、近隣町との連携を強化する。 ○学校等防災体制の整備 ・幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。（再掲） ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。（再掲） ○避難環境の整備 ・津波避難ビルの指定を行う。 ・地域住民等が津波から円滑に避難できるよう、津波避難誘導看板等を設置する。 ・停電時の夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式 LED 避難誘導灯を設置する。 ・避難所の設置運営を迅速円滑に行うため、避難の運営マニュアルに基づき、避難所開設訓練等を行う。 ・指定された社会福祉施設等に対し避難確保計画の作成を促す。 ・市有施設等において避難場所を十分確保するとともに、避難環境を整える。		
	【防災】関係機関との連携強化 実施中	実施（毎年度）
	【防災】津波避難訓練の実施 実施中	実施（毎年度）
	【防災】近隣市町との連携強化 ・協定締結 ・「みたチョ」への加入 済	
	【社福】防災教育・防災対策の推進 実施中	実施（随時）
	【教総】防災教育・防災対策の推進 実施中	実施（随時）
	【防災】津波避難ビルの指定 実施中	実施（随時）
	【防災】避難誘導看板と避難誘導灯の設置 実施中	実施（随時）
	【防災】避難誘導看板と避難誘導灯の設置 実施中	実施（随時）
	【防災】避難所開設訓練の実施 実施中	実施（毎年度）
	【防災】避難確保計画（津波・洪水・土砂災害）の作成 実施中	実施（毎年度）
	【社福】島会館非常階段整備及びトイレ改修事業 未着手	完了（R7）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。 ・情報伝達の多様化に対応するとともに非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保に努める。 ・J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。 ○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。（再掲）	【防災】災害時の情報収集・伝達体制の実施 実施中 【総務】同報系防災行政無線放送施設のデジタル化（情報伝達手段の広報） 実施中 【防災】J-ALERT、エリアメールによる情報発信 実施中 【防災】協定の締結及び受援計画の策定・見直し 協定締結済、受援計画策定済	実施（毎年度） 実施（随時） 実施（毎年度） 実施（随時）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・御坊保健所主催の災害医療救護訓練の実施により、医薬品等の供給体制及び医療救護に係る連携体制の整備を図る。 ○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。（再掲） ・福祉避難所として社会福祉施設等への受け入れ協力体制を整える。（再掲） ○健康・福祉のまちづくりの推進 ・災害発生時において、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりを推進する。	【健福】医療情報連絡体制の整備 実施中 【健福】避難行動要支援者の把握 1回／年 【健福】避難行動要支援者を福祉施設等へ受け入れる体制づくり 2か所（R3） 【健福】住民の健康づくり推進（特定健診や健康教室等） 実施中 【介福】住民の健康づくり推進（地域デイケアサロン活動、いきいき百歳体操） 実施中	実施（毎年度） 実施（毎年度） 指定（随時） 実施（毎年度） 実施（毎年度）
5) 国土保全 ○海岸保全の強化 ・海岸保全施設の整備等について、国や県に対して早急な対策を継続的に呼び掛ける。	【都建】海岸保全施設の点検整備 実施中	実施（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
- 被災後に水産業の早期復興を図るために施設の防災・減災対策を推進する。併せて、緊急輸送基地としての機能強化を図る。 ○河川等管理体制の強化 - 河川の計画的な改修、堤防の護岸・橋梁等の河川構造物の改築・改良等の整備を県に要望していく。 - 災害時における適切な対応と判断力の向上のため、水門等の開閉訓練を実施する。	【農林】塩屋漁港施設機能強化対策（水産生産基盤整備事業） 進捗率 16.8% (R2) 水産基盤整備事業 進捗率 13% (R3) 市単独漁港整備事業 進捗率 7.3% (R3) 【都建】河川の整備対策 実施中 【都建】水門・樋門等の開閉訓練の実施 実施中	70.8% (R7) 整備（随時） 100% (R7) 実施（毎年度） 実施（毎年度）
≪横断的分野≫ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 - 地域住民に対して、津波ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。 - 災害時における、観光客の安全確保に向けた取組みを実施する。 ○企業・事業所の防災力の向上 - 南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成の指導を行う。	【防災】津波ハザードマップの周知 実施中 【商工】観光客に対する啓発 実施中 【消防】南海トラフ地震防災規程の要作成事業者に対しての指導 進捗率 83.5% (R3)	実施（随時） 実施（継続） 指導継続（毎年度）
2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 市庁舎の耐震性を確保、災害対策本部の機能を十分に発揮できる施設整備を行う。（再掲）	【財政】新庁舎建設事業 実施中	完了 (R6)

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（脆弱性の評価 P. 20）

シナリオ

異常気象等による集中豪雨により、日高川の堤防の越水もしくは決壊が起こり多数の死傷者が発生した。大量の水が市街地まで流入し、市域が広範囲にわたって長期間浸水する事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
≪個別施策分野≫ 1) 行政施策 ○防災体制の整備 国、県等の関係機関との連携強化のため、日ごろからの意見交換等を実施する。（再掲）	【防災】関係機関との連携強化 実施中	実施（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・近隣町の避難場所へも円滑に避難できるように、近隣町との連携を強化する。（再掲） ・市民一人一人が適切な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。 ○避難環境の整備 ・指定された社会福祉施設等に対し避難確保計画の作成を促す。 ○市街地等の浸水対策 ・河川の計画的な改修、堤防の護岸・橋梁等の河川構造物の改築・改良等の整備を県に要望していく。 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるように、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。 ・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、伝達体制の強化を図る。（再掲）	【防災】近隣市町との連携強化 ・協定締結 ・「みたちょ」への加入 済 【防災】防災意識の啓発 実施中 【防災】避難確保計画（津波・洪水・土砂災害）の作成 実施中 【都建】河川の整備対策 実施中 【防災】災害時の情報収集・伝達体制の実施 実施中 【都建】道路等の被害情報収集及び提供体制の構築 実施中	実施（毎年度） 実施（毎年度） 実施（毎年度） 実施（毎年度） 実施（継続）
2) 住環境 ○排水体制の整備 ・下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。 ・上川ポンプ場の運転操作訓練を実施する。	【都建】上川ポンプ場更新事業 実施中 【都建】上川ポンプ場の運転操作訓練の実施 2回／月	完了（R4） 実施（毎年度）
5) 国土保全 ○河川等管理体制の強化 ・河川の計画的な改修、堤防の護岸・橋梁等の河川構造物の改築・改良等の整備を県に要望していく。	【都建】河川の整備対策 実施中	実施（毎年度）
≪横断的分野≫ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・県が公表した中小規模河川を含む洪水浸水想定区域図に基づき、本市の洪水・土砂災害ハザードマップを更新して周知することで、市民の避難の円滑化と防災意識の向上を図る。 ・地域別洪水・土砂災害避難マニュアル策定のサポートを行う。 ・内水ハザードマップを作成して周知することで、内水氾濫に対する市民の避難の円滑化と防災意識の向上を図る。	【都建】洪水・土砂災害ハザードマップ更新事業 未着手（R6） 【防災】地域防災力向上事業 未着手 【都建】雨水出水浸水想定区域図等作成事業 未着手	完了（R8） 実施（随時） 完了（R7）

シナリオ
南海トラフ巨大地震や集中豪雨による地盤の緩みが原因で土砂災害が発生し、道路が寸断する地域が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
≪個別施策分野≫ 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。（再掲） ○避難環境の整備 ・指定された社会福祉施設等に対し避難確保計画の作成を促す。（再掲）	【防災】災害時の情報収集・伝達体制の実施 実施中 【防災】避難確保計画（津波・洪水・土砂災害）の作成 実施中	実施（毎年度） 実施（毎年度）
4) 産業 ○農業基盤の整備 ・調査・評価を行い、必要に応じて防災工事等により地域防災力の向上を図る。	【農林】農村地域防災減災事業（名田地区・湯川地区） 実施中	実施（継続）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。	【都建】市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：190m）総事業費 8,000 万円 進捗率 38% (R3) 市道女学校通線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：400m） 総事業費 1 億円 進捗率 53.1% (R3) 市道舗装修繕事業（延長：22.6km） 総事業費 11 億 7,500 万円 進捗率 23.6% (R3) 市道尾ノ崎下楠井 6 号線道路交通安全（道路改良）事業（延長：1,800m）総事業費 5 億円 進捗率 22.8% (R3) 湯浅御坊道路 4 車線化事業 関連要望 道路改良事業 総事業費 10 億 8600 万円 進捗率 2.6% (R3) 道路環境整備事業（市単独事業） 進捗率 83.9% (R3) 道路新設改良事業（市単独事業） 進捗率 22.2% (R3) 道成寺天田橋線道路改築工事（都市計画街路事業）進捗率 90.3% (R3)	100% (R5) 100% (R7) 実施（継続） 100% (R11) 100% (R12) 95% (R7) 実施（継続） 100% (R5)

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・都市計画マスタープランの見直しを行う。 ○土砂災害の防止 ・急傾斜地危険箇所対策を順次県に要望する。 ・人工林の間伐等適正な管理を行う。	【都建】都市計画マスタープラン作成事業 実施中 【都建】地盤災害危険区域の予防対策の促進 実施中 【農林】森林環境整備事業 実施中	完了(R6) 実施（毎年度） 実施（随時）
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・県が公表した中小規模河川を含む洪水浸水想定区域図に基づき、本市の洪水・土砂災害ハザードマップを更新して周知することで、市民の避難の円滑化と防災意識の向上を図る。（再掲） ・地域別洪水・土砂災害避難マニュアル策定のサポートを行う。（再掲） ・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。	【都建】洪水・土砂災害ハザードマップ更新事業 未着手 (R6) 【防災】地域防災力向上事業 未着手 【農林】ため池ハザードマップの周知 実施中	完了 (R8) 実施（随時） 実施（毎年度）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（脆弱性の評価 P. 23）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波などの影響による情報通信の途絶や、避難勧告等の発表が遅れたことが影響し、住民の避難行動が遅れ、多数の死傷者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。（再掲） ・情報伝達の多様化に対応するとともに非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保に努める。（再掲） ・J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。（再掲）	【防災】災害時の情報収集・伝達体制の実施 実施中 【総務】同報系防災行政無線放送施設のデジタル化（情報伝達手段の広報） 実施中 【防災】J-ALERT、エリアメールによる情報発信 実施中	実施（毎年度） 実施（随時） 実施（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
3) 保健医療・福祉 ○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。（再掲）	【健福】 避難行動要支援者の把握 1回／年	実施（毎年度）
＜横断的分野＞ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、津波ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。（再掲）	【防災】 津波ハザードマップの周知 実施中	実施（随時）

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（脆弱性の評価 P. 24）

シナリオ

南海トラフ巨大地震、津波等により、道路が通行不能となり、物資の輸送が困難な状態となった。このため、食料・飲料水等の物資の不足が生じた。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・国、県等の関係機関との連携強化のため、日ごろからの意見交換等を実施する。（再掲） ○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。（再掲） ・災害時の各機関（ライフライン関係機関、自衛隊、ボランティア団体等）からの救援隊が円滑に活動できるよう各状況に応じた態勢づくりを進める。 ・物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 ○避難環境の整備 ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。 ・避難所における備蓄物資及び必要な資機材を整備し、効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等も検討する。	【防災】 関係機関との連携強化 実施中（R3） 【防災】 協定の締結及び受援計画の策定・見直し 協定締結済、受援計画策定済 【総務】 救援隊の受け入れ態勢の検討 実施中 【防災、企画】 緊急物資確保体制の整備 実施中 【防災】 避難所機能整備事業 実施中 【防災】 避難所の整備等の充実 実施中	実施（毎年度） 実施（随時） 実施（随時） 実施（随時） 実施（毎年度） 実施（継続）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
2) 住環境 ○応急給水体制の強化 ・応急給水等の訓練を実施し、「水道災害等危機管理マニュアル」の見直しを行う。 ・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。	【水道】 水道災害等危機管理マニュアルの検証 改定 【水道】 飲料水の確保及び復旧対策の強化 実施中	改定（随時） 実施（継続）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・御坊保健所主催の災害医療救護訓練の実施により、医薬品等の供給体制及び医療救護に係る連携体制の整備を図る。	【健福】 医療情報連絡体制の整備 実施中	実施（継続）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。（再掲）	【都建】 市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：190m）総事業費 8,000 万円 進捗率 38% (R3) 市道女学校通線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：400m） 総事業費 1 億円 進捗率 53.1% (R3) 市道舗装修繕事業（延長：22.6km） 総事業費 11 億 7,500 万円 進捗率 23.6% (R3) 市道尾ノ崎下楠井 6 号線道路交通安全（道路改良）事業（延長：1,800m）総事業費 5 億円 進捗率 22.8% (R3) 湯浅御坊道路 4 車線化事業 関連要望 道路改良事業 総事業費 10 億 8600 万円 進捗率 2.6% (R3) 道路環境整備事業（市単独事業） 進捗率 83.9% (R3) 道路新設改良事業（市単独事業） 進捗率 22.2% (R3) 道成寺天田橋線道路改築工事（都市計画街路事業）進捗率 90.3% (R3)	100% (R5) 100% (R7) 実施（継続） 100% (R11) 100% (R12) 95% (R7) 実施（継続） 100% (R5)
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の 4 車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。		実施（継続）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
- 関係機関の協力を得て、障害物の除去・道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に進める体制を確保する。 - 橋梁の耐震化や修繕を図る。 - 被災後に水産業の早期復興を図るために施設の防災・減災対策を推進する。併せて、緊急輸送基地としての機能強化を図る。 - 緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。 ○受援体制の整備 - 重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。	【都建】緊急輸送道路等の確保体制 実施中 【都建】橋梁長寿命化 定期点検事業 進捗率 62.1% (R3) 橋梁長寿命化修繕事業 実施中 【農林】塩屋漁港施設機能強化対策（水産生産基盤整備事業） 進捗率 16.8% (R2) 水産基盤整備事業 進捗率 13% (R3) 市単独漁港整備事業 進捗率 7.3% (R3) 【企画】緊急輸送港等の確保 実施中 【都建】建設事業者等との協定締結による応急復旧体制の確立 締結済	実施（継続） 100% (R5) 実施（継続） 70.8% (R7) 整備（随時） 100% (R7) 実施（随時） 実施（随時）
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○備蓄の促進 自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。	【防災】食料品等の備蓄の推進と啓発 実施中	実施（毎年度）
2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 - 市庁舎の耐震性を確保、災害対策本部の機能を十分に発揮できる施設整備を行う。（再掲） - 飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化、長寿命化を推進する。	【財政】新庁舎建設事業 実施中 【水道】配水管整備事業 実施中 水道設備更新事業（藤井浄水場受電設備）未着手 (R3) 基幹施設耐長寿命化事業（亀山配水池改修工事） 実施中	完了 (R6) 更新（毎年度） 完了 (R5) 完了 (R4)

2-2 救急救助、医療活動の機能不全（脆弱性の評価 P. 26）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、消防等の施設や車両・資機材等に被害が出たことで、救助・救出活動に遅れが生じた。広域的な受援を受けるが、道路の寸断により、必要な物資、燃料等の調達が不足し、受援体制の受入れが思うように進まない状況となった。また、医療機関や医療従事者も被災し、対応が追いつかない状況となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・国、県等の関係機関との連携強化のため、日ごろからの意見交換等を実施する。（再掲） ○消防活動体制の整備 ・消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る。（再掲） ・救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材の整備等を実施する。 ・災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。 ○受援体制の整備 ・災害時の各機関（ライフライン関係機関、自衛隊、ボランティア団体等）からの救援隊が円滑に活動できるよう各状況に応じた態勢づくりを進める。（再掲） ・ボランティアの受援体制を整備する。 ・和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。（再掲）		
	【防災】 関係機関との連携強化 実施中（R3） 【消防】 消防職員及び消防団員の訓練実施 実施中 【消防】 消防自動車購入事業 実施中 【消防】 石油販売事業者や組合との連携を強化 実施中	実施（毎年度） 実施（毎年度） 実施（随時） 実施（毎年度）
	【総務】 救援隊の受け入れ態勢の検討 実施中 【総務】 救援隊の受け入れ態勢の検討 実施中 【消防】 緊急消防援助隊受援計画に基づく体制の整備 整備済	実施（随時） 実施（随時） 整備（継続）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・御坊保健所主催の災害医療救護訓練の実施により、医薬品等の供給体制及び医療救護に係る連携体制の整備を図る。（再掲） ○業務継続体制の整備 ・福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。		
	【健福】 医療情報連絡体制の整備 実施中 【介福】 事業継続計画（BCP）の周知（福祉施設） 実施中	実施（継続） 実施（継続）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。(再掲)	【都建】市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：190m）総事業費 8,000 万円 進捗率 38% (R3) 市道女学校通線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：400m） 総事業費 1 億円 進捗率 53.1% (R3) 市道舗装修繕事業（延長：22.6km） 総事業費 11 億 7,500 万円 進捗率 23.6% (R3) 市道尾ノ崎下楠井 6 号線道路交通安全（道路改良）事業（延長：1,800m）総事業費 5 億円 進捗率 22.8% (R3) 湯浅御坊道路 4 車線化事業 関連要望 道路改良事業 総事業費 10 億 8600 万円 進捗率 2.6% (R3) 道路環境整備事業（市単独事業） 進捗率 83.9% (R3) 道路新設改良事業（市単独事業） 進捗率 22.2% (R3) 道成寺天田橋線道路改築工事（都市計画街路事業）進捗率 90.3% (R3)	100% (R5) 100% (R7) 実施（継続） 100% (R11) 100% (R12) 95% (R7) 実施（継続） 100% (R5)
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の 4 車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。(再掲)		実施（継続）
・関係機関の協力を得て、障害物の除去・道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に出来る体制を確保する。(再掲)	【都建】緊急輸送道路等の確保体制実施中	実施（継続）
・橋梁の耐震化や修繕を図る。(再掲)	【都建】橋梁長寿命化 定期点検事業 進捗率 62.1% (R3) 橋梁長寿命化修繕事業 実施中	100% (R5) 実施（継続）
・被災後に水産業の早期復興を図るために施設の防災・減災対策を推進する。併せて、緊急輸送基地としての機能強化を図る。(再掲)	【農林】塩屋漁港施設機能強化対策（水産生産基盤整備事業） 進捗率 16.8% (R2) 水産基盤整備事業 進捗率 13% (R3) 市単独漁港整備事業 進捗率 7.3% (R3)	70.8% (R7) 整備（随時） 100% (R7)

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。（再掲） ○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【企画】緊急輸送港等の確保 実施中 【都建】建設事業者等との協定締結による応急復旧体制の確立 締結済	実施（随時） 実施（随時）
≪横断的分野≫ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。	【消防】市民等を対象とした応急手当方法等の講習会の開催 実施中	実施（毎年度）

2-3 疫病・感染症等の大規模発生（脆弱性の評価 P. 29）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、上下水道施設が損壊し不衛生な状況に陥った。また、避難所において、避難生活の疲れから免疫力が低下し、インフルエンザやノロウイルスといった感染症が拡大した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
≪個別施策分野≫ 2) 住環境 ○排水体制の整備 ・下水道業務継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。 ・下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。（再掲） ・単独浄化槽から合併浄化槽等への転換も含め、合併浄化槽の整備を進める。 ○受援体制の整備 ・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関や県等と、訓練等により連携の強化を図る。 ・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。（再掲）	【下水】下水道 BCP の策定及び見直し 策定済 【都建】上川ポンプ場更新事業 実施中 【環境】御坊市循環型社会形成推進地域計画の P. 21～22、P. 27 参照 実施中 【下水】関係機関との協定 協定済 【水道】飲料水の確保及び復旧対策の強化 実施中	更新（毎年度） 完了（R4） 実施（毎年度） 実施（継続） 実施（継続）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・インフルエンザ等の予防接種率の向上を図る。 ・避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する。 ・健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制の整備を検討する。 ○遺体収容体制の整備 ・大規模災害発生時における、多数の遺体の一時安置場所を確保する。 ・大規模災害時に備えて、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、広域的な火葬実施が出来る体制を整備する。	【健福】子どもインフルエンザ予防接種助成事業 接種率 57.0% (R3) 65 歳以上インフルエンザ予防接種事業 接種率 74.2% (R3) 【健福】災害時の健康支援体制の整備 検討中 【社福】遺体一時安置場所の確保 確保済 【環境】遺体の収容場所の確保、遺体の埋火葬等、円滑に対応できる体制を整備 整備済	60%(R7) 77.2%(R7) 実施（継続） 検討（継続）
≪横断的分野≫ 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化、長寿命化を推進する。（再掲） ・避難者の生活環境の向上を図るため、計画的に学校施設の改修を行う。	【水道】配水管整備事業 実施中 水道設備更新事業（藤井浄水場受電設備）未着手(R3) 基幹施設耐長寿命化事業（亀山配水池改修工事） 実施中 【教総】学校施設環境整備事業 検討中	更新（毎年度） 完了（R5） 完了（R4） 検討（継続）

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性の評価 P. 30)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、職員に死傷者が発生し、災害対応できない職員が多数発生した、また、市役所庁舎をはじめ、行政関係の施設が被害を受け、一部では機能しない状態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○防災体制の整備 - 市職員の初動体制の強化を図る。(再掲) - 行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。(再掲) - 被害等の情報収集・伝達方法を確立するため、毎月訓練を実施する。 - 訓練等の教訓から、本部組織の運営体制を充実させる。 ○業務継続体制の整備 - 業務系システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う。 - 現庁舎が機能しない時、代替え施設において対策本部が設置できるよう検討する。 ○消防活動体制の整備 - 津波の浸水により、消防車両や資機材が被害を受けることから、退避するための代替の拠点施設として防災センターの修繕を行う。 ○受援体制の整備 - 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。(再掲) - 和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。(再掲) - ボランティアの受援体制を整備する。(再掲) ○エネルギーの有効活用 - 災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での太陽光発電、非常用発電装置等・通信機能資機材等の充実を図る。		
	【防災】職員初動対応マニュアルの策定及び見直し 実施中 (R2) 【防災】職員を対象とした消防・防災訓練の実施 実施中 【防災】災害時の情報収集・伝達体制の実施 実施中 【防災】災害対策本部の機能強化 実施中 【総務】システムの復旧 実施中 【防災】庁舎代替施設として機能するための整備の検討 実施中	実施（継続） 実施（継続） 実施（継続） 実施（継続） 実施（随時） 実施（随時）
	【消防】防災拠点施設等の整備 整備済 【防災】協定の締結及び受援計画の策定・見直し 協定締結済、受援計画策定済 【消防】緊急消防援助隊受援計画に基づく体制の整備 整備済 【総務】救援隊の受け入れ態勢の検討 実施中	実施（随時） 整備（継続） 実施（随時）
	【財政】防災拠点地の整備 実施中	実施（継続）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜横断的分野＞ 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・公共施設等総合管理計画を見直し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。(再掲) ・災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での太陽光発電、非常用発電装置等・通信機能資機材等の充実を図る。(再掲) ・御坊市公営住宅等長寿命化計画の更新を行う。 ・御坊市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅の適正な維持管理に努める。 ・市営住宅マスタープランを作成し、計画に沿った住宅施策を進める。	【財政】公共施設等総合管理計画の策定 実施中 【財政】新庁舎建設事業 実施中 【住宅】御坊市公営住宅等長寿命化計画策定事業 未着手 【住宅】社会資本整備総合交付金（地域住宅支援）事業 実施中 【住宅】市営住宅マスタープラン作成事業 未着手	完了(R3) 完了(R6) 完了(R4) 実施(継続) 実施(随時)

4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態 (脆弱性の評価 P. 32)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設が被災し、情報通信が機能しなくなり、災害情報が必要な者に伝達できない状況となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。(再掲) ・情報伝達の多様化に対応するとともに非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保に努める。(再掲) ・和歌山県総合防災情報システムの活用で市内災害情報の発信・県内災害情報共有に努める。 ・携帯電話各社の緊急速報メールを利用し情報発信に努める。また、津波などの緊急情報の発信にあってはJ-ALERTを利用する。 ・被害などの情報収集・伝達方法を確立するため、毎月訓練を実施する。	【防災】災害時の情報収集・伝達体制の実施 実施中 【総務】同報系防災行政無線放送施設のデジタル化（情報伝達手段の広報） 実施中 【防災】総合防災情報システムの活用 実施中 【防災】J-ALERT、エリアメールによる情報発信 実施中 【防災】災害時の情報収集・伝達体制の実施 実施中	実施（毎年度） 実施（随時） 実施（継続） 実施（継続） 実施（継続）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・災害時でも市民に滞りなく情報発信できる体制づくりを行う。	【企画】災害時の広報による伝達実施中	実施（継続）
○エネルギーの有効活用 ・災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での太陽光発電、非常用発電装置等・通信機能資機材等の充実を図る。（再掲）	【財政】防災拠点地の整備 実施中	実施（継続）

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 （脆弱性の評価 P. 33）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断し、生産活動に必要な部品の調達等が円滑にできなくなり、事業所の活動が停止した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
≪個別施策分野≫ 4) 産業 ○業務継続体制の整備 ・商工会議所等との連携や、HP 掲載により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。 ・中小企業者に対し「災害復旧対策資金等」を周知し対応できる体制を構築する。	【商工】事業継続計画（BCP）の周知（中小企業） 実施中 【商工】中小企業者に支援できる体制の構築 実施中	実施（継続） 実施（継続）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。（再掲）	【都建】市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：190m）総事業費 8,000 万円 進捗率 38%(R3) 市道女学校通線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：400m）総事業費 1 億円 進捗率 53.1%(R3) 市道舗装修繕事業（延長：22.6km）総事業費 11 億 7,500 万円 進捗率 23.6%（R3） 市道尾ノ崎下楠井 6 号線道路交通安全（道路改良）事業（延長：1,800m）総事業費 5 億円 進捗率 22.8%(R3) 湯浅御坊道路 4 車線化事業 関連要望 道路改良事業 総事業費 10 億 8600 万円 進捗率 2.6%（R3）	100%（R5） 100%（R7） 実施（継続） 100%(R11) 100%（R12）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。（再掲） ・関係機関の協力を得て、障害物の除去・道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行える体制を確保する。（再掲） ○海岸保全の強化 ・被災後に水産業の早期復興を図るために施設の防災・減災対策を推進する。併せて、緊急輸送基地としての機能強化を図る。（再掲） ・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。（再掲） ○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	道路環境整備事業（市単独事業） 進捗率 83.9%（R3）	95%（R7）
	道路新設改良事業（市単独事業） 進捗率 22.2%（R3）	実施（継続）
	道成寺天田橋線道路改築工事（都市計画街路事業） 進捗率 90.3%（R3）	100%（R5）
		実施（継続）
	【都建】緊急輸送道路等の確保体制実施中	実施（継続）
	【農林】塩屋漁港施設機能強化対策（水産生産基盤整備事業） 進捗率 16.8%（R2）	70.8%（R7）
	水産基盤整備事業 進捗率 13%（R3）	整備（随時）
	市単独漁港整備事業 進捗率 7.3%（R3）	100%（R7）
	【企画】緊急輸送港等の確保実施中	実施（随時）
	【都建】建設事業者等との協定締結による応急復旧体制の確立 締結済	実施（随時）

5-2 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 （脆弱性の評価 P. 34）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、金融機関の施設倒壊や電力の供給停止等が起こり、金融サービスが停止することで、経済活動に大きな影響が生じた。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
≪個別施策分野≫ 4) 産業 ○業務継続体制の整備 ・金融機能が維持できるよう必要に応じて働きかける。		実施（随時）

5-3 食料等の安定供給の停滞（脆弱性の評価 P. 34）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断され、食料等の安定供給ができない事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 1) 行政施策 ○避難環境の整備 ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実に努める。（再掲） ・避難所における備蓄物資及び必要な資機材を整備し、効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等も検討する。（再掲）		
4) 産業 ○農業基盤の整備 ・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。 ○農業担い手の支援 ・農業生産活動の継続及び担い手を育成する。 ・野生鳥獣による被害を防止する。 ○業務継続体制の整備 ・中小企業者に対し「災害復旧対策資金等」を周知し対応できる体制を構築する。（再掲）	【防災】避難所機能整備事業 実施中 【防災】避難所の整備等の充実 実施中	実施（毎年度） 実施（継続）
	【農林】日本型直接支払事業（多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業） 進捗率 19.7% (R3)	100% (R7)
	小規模土地改良事業 進捗率 34.6% (R3)	100% (R7)
	農業農村整備事業（土地改良施設維持管理適正化事業及び農業基盤整備促進事業）進捗率 12.6% (R3)	100% (R7)
	【農林】日本型直接支払事業（多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業） 進捗率 19.7% (R3)	100% (R7)
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。（再掲）	【農林】鳥獣害防止総合対策事業 進捗率 16.9% (R3)	100% (R7)
	【商工】中小企業者に支援できる体制の構築 実施中	実施（継続）
	【都建】市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：190m）総事業費 8,000 万円 進捗率 38% (R3)	100% (R5)

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。（再掲） ・橋梁の耐震化や修繕を図る。（再掲）	市道女学校通線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：400m） 総事業費1億円 進捗率53.1%(R3)	100% (R7)
	市道舗装修繕事業（延長：22.6km） 総事業費11億7,500万円 進捗率23.6%(R3)	実施（継続）
	市道尾ノ崎下楠井6号線道路交通安全（道路改良）事業（延長：1,800m） 総事業費5億円 進捗率22.8%(R3)	100%(R11)
	湯浅御坊道路4車線化事業 関連要望 道路改良事業 総事業費10億8600万円 進捗率2.6%(R3)	100% (R12)
	道路環境整備事業（市単独事業） 進捗率83.9%(R3)	95% (R7)
	道路新設改良事業（市単独事業） 進捗率22.2%(R3)	実施（継続）
	道成寺天田橋線道路改築工事（都市計画街路事業） 進捗率90.3%(R3)	100%(R5)
		実施（継続）
	【都建】橋梁長寿命化 定期点検事業 進捗率62.1%(R3)	100%(R5)
	橋梁長寿命化修繕事業 実施中	実施（継続）
○海岸保全の強化 ・被災後に水産業の早期復興を図るために施設の防災・減災対策を推進する。併せて、緊急輸送基地としての機能強化を図る。（再掲）	【農林】塩屋漁港施設機能強化対策（水産生産基盤整備事業） 進捗率16.8%(R2)	70.8% (R7)
	水産基盤整備事業 進捗率13%(R3)	整備（随時）
	市単独漁港整備事業 進捗率7.3%(R3)	100% (R7)
・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。（再掲）	【企画】緊急輸送港等の確保 実施中	実施（随時）
○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【都建】建設事業者等との協定締結による応急復旧体制の確立 締結済	実施（随時）

6-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止（脆弱性の評価 P. 36）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給が停止し、道路寸断等により、石油やLPガスの供給も困難になった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○エネルギーの有効活用 ・災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での太陽光発電、非常用発電装置等・通信機能資機材等の充実を図る。（再掲） ・高齢者施設等の施設や設備の整備に対して補助事業を実施する。（再掲）	【財政】 防災拠点地の整備 実施中 【介護】 地域介護・福祉空間設備等施設整備補助事業 実施中	実施（継続） 実施（随時）

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止（脆弱性の評価 P. 36）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、浄水場や処理場、管路が破壊されたことで、上下水道等の供給が停止した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 2) 住環境 ○排水体制の整備 ・下水道業務継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。（再掲） ・下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。（再掲） ・単独浄化槽から合併浄化槽等への転換も含め、合併浄化槽の整備を進める。（再掲） ○受援体制の整備 ・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 ・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関や県等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲） ○応急給水体制の強化 ・応急給水等の訓練を実施し、「水道災害等危機管理マニュアル」の見直しを行う。（再掲）	【下水】 下水道 BCP の策定及び見直し 策定済 【都建】 上川ポンプ場更新事業 実施中 【環境】 御坊市循環型社会形成推進地域計画の P. 21～22、P. 27 参照 実施中 【水道】 飲料水の確保及び復旧対策の強化 実施中 【下水】 関係機関との協定 協定済 【水道】 水道災害等危機管理マニュアルの検証 改定	更新（毎年度） 完了（R4） 実施（毎年度） 実施（随時） 実施（継続） 改定（随時）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<横断的分野> 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化、長寿命化を推進する。(再掲)	【水道】 配水管整備事業 実施中 水道設備更新事業（藤井浄水場受電設備）未着手(R3) 基幹施設耐長寿命化事業（亀山配水池改修工事） 実施中	更新（毎年度） 完了（R5） 完了（R4）

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（脆弱性の評価 P. 37）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路、鉄道施設、港湾施設等の交通網が使用できない状態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。(再掲)	【都建】 市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：190m）総事業費 8,000 万円 進捗率 38%(R3) 市道女学校通線道路交通安全（歩道設置）事業（延長：400m） 総事業費 1 億円 進捗率 53.1%(R3) 市道舗装修繕事業（延長：22.6km） 総事業費 11 億 7,500 万円 進捗率 23.6%（R3） 市道尾ノ崎下楠井 6 号線道路交通安全(道路改良)事業（延長：1,800m）総事業費 5 億円 進捗率 22.8%(R3) 湯浅御坊道路 4 車線化事業 関連要望 道路改良事業 総事業費 10 億 8600 万円 進捗率 2.6%（R3） 道路環境整備事業（市単独事業） 進捗率 83.9%（R3） 道路新設改良事業（市単独事業） 進捗率 22.2%（R3） 道成寺天田橋線道路改築工事（都市計画街路事業）進捗率 90.3%(R3)	100%（R5） 100%（R7） 実施（継続） 100%(R11) 100%（R12） 95%（R7） 実施（継続） 100%(R5)

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。（再掲） ・都市計画マスタープランの見直しを行う。（再掲） ○海岸保全の強化 ・被災後に水産業の早期復興を図るために施設の防災・減災対策を推進する。併せて、緊急輸送基地としての機能強化を図る。（再掲） ・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。（再掲） ○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【都建】都市計画マスタープラン作成事業 実施中 【農林】塩屋漁港施設機能強化対策（水産生産基盤整備事業） 進捗率 16.8% (R2) 水産基盤整備事業 進捗率 13% (R3) 市単独漁港整備事業 進捗率 7.3% (R3) 【企画】緊急輸送港等の確保 実施中 【都建】建設事業者等との協定締結による応急復旧体制の確立 締結済	実施（継続） 完了 (R6) 70.8% (R7) 整備（随時） 100% (R7) 実施（随時） 実施（随時）

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生（脆弱性の評価 P. 38）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、臨海部に位置する発電施設等のタンクが損壊し、火災や爆発を起こすとともに、船舶や漂流物が津波によって流され、大規模な延焼を引き起こした。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○危険物施設等の安全対策 ・防災・減災体制の充実強化のため、危険物施設等に対し、消防職員の立ち入り検査や関係機関等との合同訓練を継続して実施する。	【消防】危険物施設等立ち入り検査・訓練の推進 実施中	実施（毎年度）

7-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(脆弱性の評価 P. 39)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や異常気象による集中豪雨等により、大規模な山腹崩壊が発生し、椿山ダムに大量の土砂等が流入するなど、洪水調整機能が低下し、市域において洪水被害が発生した。また、豪雨等によりため池の堤体が決壊する事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 4) 産業 ○農業基盤の整備 調査・評価を行い、必要に応じて防災工事等により地域防災力の向上を図る。(再掲)	【農林】農村地域防災減災事業 （名田地区・湯川地区） 実施中	実施（継続）
5) 国土保全 ○河川等管理体制の強化 - 河川の計画的な改修、堤防の護岸・橋梁等の河川構造物の改築・改良等の整備を県に要望していく。(再掲) - 日高川水系後谷川及び王子川水系オ郷谷川において堆積している土砂の浚渫を行い、流下能力を確保する。	【都建】河川の整備対策 実施中 【都建】緊急浚渫推進事業 完了(R6)	実施（毎年度）
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 - 県が公表した中小規模河川を含む洪水浸水想定区域図に基づき、本市の洪水・土砂災害ハザードマップを更新して周知することで、市民の避難の円滑化と防災意識の向上を図る。(再掲) - 地域別洪水・土砂災害避難マニュアル策定のサポートを行う。(再掲) - 地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。(再掲) - 内水ハザードマップを作成して周知することで、内水氾濫に対する市民の避難の円滑化と防災意識の向上を図る。(再掲)	【都建】洪水・土砂災害ハザードマップ更新事業 未着手 (R6) 【防災】地域防災力向上事業 未着手 【農林】ため池ハザードマップの周知 実施中 【都建】雨水出水浸水想定区域図等作成事業 未着手	完了 (R8) 実施（随時） 実施（毎年度） 完了 (R7)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出（脆弱性の評価 P. 40）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、有害物質の貯蔵施設が損壊。有害物質が大気中や、河川、海に流出・拡散し、大気や河川、海上の汚染等の被害が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○危険物施設等の安全対策 ・防災・減災体制の充実強化のため、危険物施設等に対し、消防職員の立ち入り検査や関係機関等との合同訓練を継続して実施する。	【消防】 危険物施設等立ち入り検査・訓練の推進 実施中	実施（毎年度）
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○企業・事業所の防災力の向上 ・危険物施設等の保安全管理体制の向上を図る。	【消防】 危険物施設等保安全管理体制の向上 実施中	実施（随時）

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（脆弱性の評価 P. 40）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、大量の瓦礫が発生した。また、廃棄物処理施設が被災したため、処理が追いつかず、復旧・復興が大幅に遅れる事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 2) 住環境 ○災害廃棄物対策 ・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。 ・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、協定を締結している企業、団体と協力するとともに、県及び関係機関との連携体制を整備する。 ・一部事務組合の構成市町とともに廃棄物処理施設を整備する。	【環境】 「御坊周辺地域循環型社会形成推進地域計画」の P. 19～20 参照	稼働（R6）

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態（脆弱性の評価 P. 41）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、瓦礫が大量に内陸部まで流されてきた。緊急輸送道路等の道路啓開作業等を行う人材や重機を投入するも、被害が広範囲に及ぶ中、建設業者等も多数被災していることから、処理が追いつかない事態となり、復旧・復興が大幅に遅れる原因となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。（再掲） ・災害時の各機関（ライフライン関係機関、自衛隊、ボランティア団体等）からの救援隊が円滑に活動できるよう各状況に応じた態勢づくりを進める。（再掲） ・ボランティアの受援体制を整備する。（再掲）	【防災】 協定の締結及び受援計画の策定・見直し 協定締結済、受援計画策定済 【総務】 救援隊の受け入れ態勢の検討 実施中 【総務】 救援隊の受け入れ態勢の検討 実施中	実施（随時） 実施（随時） 実施（随時）
2) 住環境 ○人材の確保 ・応急危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る。 ・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。	【都建】 被災建築物応急危険度判定士との連絡体制の整備 実施中 【防災】 関係機関との連携強化 実施中	実施（毎年度） 実施（随時）
5) 国土保全 ○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【都建】 建設事業者等との協定締結による応急復旧体制の確立 締結済	実施（随時）

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（脆弱性の評価 P. 42）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、長期の避難生活を余儀なくされ、地域のコミュニティが崩壊した。それらの被災地域では空き家への侵入、窃盗などの治安の悪化によって、復旧・復興が遅れる事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 1) 行政施策 ○社会秩序の維持 ・ 自主防災組織の活動強化、市民の防災意識の高揚、地域コミュニティの活性化を図るために研修や支援を行っていく。	【防災】 地域防災力向上事業 実施中	実施（継続）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・ 精神面へのケアができる体制を整備する。 ○健康・福祉のまちづくりの推進 ・ 認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。	【健福】 被災後のこころのケア体制の整備 検討中 【介福】 認知症に対する正しい理解の普及・啓発（ごぼう総活躍のまち講座受講者数） 778 人	2,000 人(R7)

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態（脆弱性の評価 P. 42）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、市内各地で建物倒壊や火災が発生した。土地の境界や所有者の情報を把握しておらず、被災後に復興の方向性に関する協議が難航し、復旧・復興が遅れる事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 2) 住環境 ○住宅対策 ・ 被災市民の住居確保を図るため、応急仮設住宅等確保計画を作成する。	【住宅】 応急仮設住宅の確保計画の作成 実施中	実施(随時)
5) 国土保全 ○地籍調査の推進 ・ 地籍調査を順次実施する。	【農林】 地籍調査事業 進捗率 66.7% (R3)	80.0% (R7)
○土地利用 ・ 計画を円滑に、現実味のある計画を作成するために、関係課及び関係機関と協議しながら本市独自の計画を策定する。	【防災】 復興計画事前策定事業 検討中	策定(R5)

第2節 施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針は下記のとおりである。

個別施策分野 1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員の初動体制の強化を図る。【防災対策課】
- ・被害等の情報収集・伝達方法を確立するため、毎月訓練を実施する。【防災対策課】
- ・行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。【防災対策課】
- ・国、県等の関係機関との連携強化のため、日ごろからの意見交換等を実施する。
【防災対策課】
- ・市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する。
【防災対策課】
- ・近隣町の避難場所へも円滑に避難できるよう、近隣町との連携を強化する。
【防災対策課】
- ・市民一人一人が適切な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。
【防災対策課】
- ・訓練等の教訓から、本部組織の運営体制を充実させる。【防災対策課】

○学校等防災体制の整備

- ・幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。【社会福祉課】
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。【教育総務課】

○業務継続体制の整備

- ・現庁舎が機能しない時、代替え施設において対策本部が設置できるよう検討する。
【防災対策課】
- ・業務系システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う。【総務課】

○避難環境の整備

- ・津波避難ビルの指定を行う。【防災対策課】
- ・地域住民等が津波から円滑に避難できるよう、津波避難誘導看板等を設置する。
【防災対策課】
- ・停電時の夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式 LED 避難誘導灯を設置する。【防災対策課】
- ・避難所の設置運営を迅速円滑に行うため、避難の運営マニュアルに基づき、避難所開設訓練等を行う。【防災対策課】
- ・指定された社会福祉施設等に対し避難確保計画の作成を促す。【防災対策課】

- ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。【防災対策課】
- ・避難所における備蓄物資及び必要な資機材を整備し、効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等も検討する。【防災対策課】
- ・市有施設等において避難場所を十分確保するとともに、避難環境を整える。【各施設等所管課】

○市街地等の浸水対策

- ・河川の計画的な改修、堤防の護岸・橋梁等の河川構造物の改築・改良等の整備を県に要望していく。【都市建設課】

○消防活動体制の整備

- ・消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る。【消防本部】
- ・事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。【消防本部】
- ・火災による被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、計画的に消防車両等の整備、効果的に耐震性防火水槽の設置及び既設防火水槽の耐震化を行う。【消防本部】
- ・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う。【消防本部】
- ・救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材の整備等を実施する。【消防本部】
- ・災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。【消防本部】
- ・津波の浸水により、消防車両や資機材が被害を受けることから、退避するための代替の拠点施設として防災センターの修繕を行う。【消防本部】

○危険物施設等の安全対策

- ・防災・減災体制の充実強化のため、危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や関係機関等との合同訓練を継続して実施する。【消防本部】

○情報通信体制の整備

- ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。【防災対策課】
- ・情報伝達の多様化に対応するとともに非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保に努める。【総務課】
- ・J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。【防災対策課】
- ・和歌山県総合防災情報システムの活用で市内災害情報の発信・県内災害情報共有に努める。【防災対策課】
- ・災害時でも市民に滞りなく情報発信できる体制づくりを行う。【企画課】

- ・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。
【都市建設課】
- ・携帯電話各社の緊急速報メールを利用し情報発信に努める。また、津波などの緊急情報の発信にあつては J-ALERT を利用する。【防災対策課】
- ・被害等の情報収集・伝達方法を確立するため、毎月訓練を実施する。【防災対策課】

○受援体制の整備

- ・和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。【消防本部】
- ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。【防災対策課】
- ・災害時の各機関（ライフライン関係機関、自衛隊、ボランティア団体等）からの救援隊が円滑に活動できるよう各状況に応じた態勢づくりを進める。【総務課】
- ・物資の供給や一時保管所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【防災対策課、企画課】
- ・ボランティアの受援体制を整備する。【総務課】

○社会秩序の維持

- ・自主防災組織の活動強化、市民の防災意識の高揚、地域コミュニティの活性化を図るために研修や支援を行っていく。【防災対策課】

○エネルギーの有効活用

- ・災害発生時の災害対策本部となる市役所庁舎での太陽光発電、非常用発電装置等・通信機能資機材等の充実を図る。【財政課】

個別施策分野 2) 住環境

○空き家の対策

- ・空き家住宅等の実態調査を実施する。【都市建設課】
- ・地域住宅計画に定めた区域内で、市が認定した不良住宅の撤去費用の一部を補助する。
【都市建設課】

○排水体制の整備

- ・下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。
【都市建設課・下水道事務所】
- ・下水道業務継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。
【下水道事務所】
- ・上川ポンプ場の運転操作訓練を実施する。【都市建設課】

- ・単独浄化槽から合併浄化槽等への転換も含め、合併浄化槽の整備を進める。

【環境衛生課】

○人材の確保

- ・応急危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る。

【都市建設課】

- ・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。【防災対策課】

○住宅対策

- ・被災市民の住居確保を図るため、応急仮設住宅等確保計画を作成する。【住宅対策課】

○受援体制の整備

- ・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関や県等と、訓練等により連携の強化を図る。【下水道事務所】
- ・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【水道事務所】

○応急給水体制の強化

- ・応急給水等の訓練を実施し、「水道災害等危機管理マニュアル」の見直しを行う。

【水道事務所】

- ・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。【水道事務所】

○災害廃棄物対策

- ・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。【環境衛生課】
- ・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、協定を締結している企業、団体と協力するとともに、県及び関係機関との連携体制を整備する。【環境衛生課】
- ・一部事務組合の構成市町とともに廃棄物処理施設を整備する。【環境衛生課】

個別施策分野 3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・インフルエンザ等の予防接種率の向上を図る。【健康福祉課】
- ・避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する。

【健康福祉課】

- ・健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する。【健康福祉課、介護福祉課】
- ・御坊保健所主催の災害医療救護訓練の実施により、医薬品等の供給体制及び医療救護に係る連携体制の整備を図る。【健康福祉課】
- ・精神面へのケアができる体制を整備する。【健康福祉課】

○業務継続体制の整備

- ・福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。【介護福祉課】

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。【健康福祉課】
- ・福祉避難所として社会福祉施設等への受け入れ協力体制を整える。【健康福祉課】

○健康・福祉のまちづくりの推進

- ・災害発生時において、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりを推進する。【健康福祉課、介護福祉課】
- ・認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。【介護福祉課】

○遺体収容体制の整備

- ・大規模災害発生時における、多数の遺体の一時安置場所を確保する。【社会福祉課】
- ・大規模災害時に備えて、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、広域的な火葬実施が出来る体制を整備する。【環境衛生課】

個別施策分野 4) 産業

○農業基盤の整備

- ・調査・評価を行い、必要に応じて防災工事等により地域防災力の向上を図る。
【農林水産課】
- ・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。【農林水産課】

○農業担い手の支援

- ・農業生産活動の継続及び担い手を育成する。【農林水産課】
- ・野生鳥獣による被害を防止する。【農林水産課】

○業務継続体制の整備

- ・商工会議所等との連携や、HP掲載により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。【商工振興課】
- ・中小企業者に対し「災害復旧対策資金等」を周知し対応できる体制を構築する。
【商工振興課】
- ・金融機能が維持できるよう必要に応じて働きかける。【商工振興課】

個別施策分野 5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・ 主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。【都市建設課】
- ・ 都市計画マスタープランの見直しを行う。【都市建設課】
- ・ 関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。【都市建設課】
- ・ 関係機関の協力を得て、障害物の除去・道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行える体制を確保する。【都市建設課】
- ・ 橋梁の耐震化や修繕を図る。【都市建設課】

○海岸保全の強化

- ・ 海岸保全施設の整備等について、国や県に対して早急な対策を継続的に呼び掛ける。
【都市建設課】
- ・ 被災後に水産業の早期復興を図るために施設の防災・減災対策を推進する。併せて、緊急輸送基地としての機能強化を図る。【農林水産課】
- ・ 緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。【企画課】

○受援体制の整備

- ・ 重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【都市建設課】

○土砂災害の防止

- ・ 急傾斜地危険個所対策を順次県に要望する。【都市建設課】
- ・ 人工林の間伐等適正な管理を行う。【農林水産課】

○河川等管理体制の強化

- ・ 河川の計画的な改修、堤防の護岸・橋梁等の河川構造物の改築・改良等の整備を県に要望していく。【都市建設課】
- ・ 災害時における適切な対応と判断力の向上のため、水門等の開閉訓練を実施する。
【都市建設課】
- ・ 日高川水系後谷川及び王子川水系才郷谷川において堆積している土砂の浚渫を行い、流下能力を確保する。【都市建設課】

○地籍調査の推進

- ・ 地籍調査を順次実施する。【農林水産課】

○土地利用

- ・ 計画を円滑に、現実味のある計画を作成するために、関係課及び関係機関と協議しながら本市独自の計画を策定する。【防災対策課】

横断的分野 1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。【防災対策課】
- ・地域住民に対して、津波ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。【防災対策課】
- ・県が公表した中小規模河川を含む洪水浸水想定区域図に基づき、本市の洪水・土砂災害ハザードマップを更新して周知することで、市民の避難の円滑化と防災意識の向上を図る。【都市建設課】
- ・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。【農林水産課】
- ・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する。
【防災対策課】
- ・地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を実施する。【消防本部】
- ・地域別洪水・土砂災害避難マニュアル策定のサポートを行う。【防災対策課】
- ・災害時における、観光客の安全確保に向けた取組みを実施する。【商工振興課】
- ・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。【消防本部】
- ・内水ハザードマップを作成して周知することで、内水氾濫に対する市民の避難の円滑化と防災意識の向上を図る。【都市建設課】

○火災予防体制の整備

- ・防火意識や初期消火能力の向上のため、市民に対し講習会や消防訓練を実施する。
【消防本部】

○企業・事業所の防災力の向上

- ・民間事業者に対し、出前講座や防災訓練等を実施し、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する。【消防本部】
- ・南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成の指導を行う。
【消防本部】
- ・危険物施設等の保安管理体制の向上を図る。【消防本部】

○備蓄の促進

- ・自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。【防災対策課】

横断的分野 2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・ 公共施設等総合管理計画を見直し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。【財政課】
- ・ 市庁舎の耐震性を確保、災害対策本部の機能を十分に発揮できる施設整備を行う。【財政課】
- ・ 高齢者施設等の施設や設備の整備に対して補助事業を実施する。【介護福祉課】
- ・ 御坊市公営住宅等長寿命化計画の更新を行う。【住宅対策課】
- ・ 御坊市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅の適正な維持管理に努める。【住宅対策課】
- ・ 市営住宅マスタープランを作成し、計画に沿った住宅施策を進める。【住宅対策課】
- ・ 飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化、長寿命化を推進する。【水道事務所】
- ・ 避難者の生活環境の向上を図るため、計画的に学校施設の改修を行う。【教育総務課】

○住宅・建築物の耐震化

- ・ 地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。【都市建設課】
- ・ 家具転倒防止金具を設置しようとする高齢者や障害者等に対し、設置費用及び金具費用について上限を設け補助を行う。【防災対策課】
- ・ 避難路等に面しているブロック塀等の撤去・改善を実施する所有者に対して補助を行う。【防災対策課】
- ・ 感震ブレーカーを設置しようとする高齢者や障害者等に対して、購入費用等、上限を設けて補助を行う。【防災対策課】

第3節 市のみでは対応が困難な課題

市のみでは対応が困難な課題は下記のとおりである。今後は、これらの課題について、国や県などと議論を重ね、本市の強靱化を推進していく。

市のみでは対応が困難な取組み
2) 住環境 ・多くの電力供給施設が被災し、被災地への電力供給が停止することを防ぐため、国全体で電力供給の安定化、復旧の迅速化を図る必要がある。(6-1) ・大量の災害廃棄物を本市独自で短期に処理することが困難な場合、県・他市町村・関係機関に応援要請することとなっているが、さらなる広域処理体制を国で検討する必要がある。(8-1)
3) 保健医療・福祉 ・南海トラフ巨大地震により甚大な被害が発生した場合、被災地での救助活動や医療救護活動のための人員、物資等の絶対的不足が懸念されるため、国全体での応急活動体制の整備が必要である。(2-2)
5) 国土保全 ・道路、橋梁、河川堤防等の大規模地震等に向けたハード対策、及び被災後の復旧対応において国、県の予算の重点配分、また新たな財政支援制度の創設など国、県の技術的・財政的支援が必要である。(1-3、1-5、2-1、2-2、5-1、5-3、6-3) ・高速道路をはじめとする高規格幹線道路や地方基幹道路の整備は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送など地域住民の安全・安心な暮らしを確保するためには必要不可欠であることから、高速道路の4車線化を含めた高速交通のネットワーク等の整備を促進する必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3) ・本市の緊急輸送道路の1つである県道御坊美山線の一部区間が隘路で交通の難所であり、護岸の老朽化も著しいことから、救助のための人員及び物資の緊急輸送などの円滑な実施を図れるよう、法面改修を兼ねた道路拡幅を図る必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3) ・本市の避難路の1つである県道御坊停車場線の一部区間において、歩道幅員が狭く凹凸箇所が多いため、迅速な避難が困難な状態であることから、歩道の整備を促進する必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3)

- ・平成 25 年 3 月和歌山県公表による津波浸水想定において、最大津波高 16m、津波浸水面積 970ha、市域の 22.1%が浸水することから、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の地震、津波、老朽化対策が急務である。(1-3)
- ・日高港については、緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3)
- ・下川、斎川・堂閉川及び東裏川では、台風や大雨により浸水被害が発生していることから、平成 28 年 3 月に策定された日高川水系河川整備計画に基づき、治水安全度の向上を図る必要がある。(1-4)
- ・地震後の津波の河川遡上や洪水時の市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。(1-3、1-4、7-2)
- ・急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、県の技術的・財政的支援が必要である。(1-5)

※それぞれの取組みの末尾の（ ）内に記載した番号は、関連する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の番号である。

第5章 プログラムの重点化

第1節 プログラムの重点化の考え方

災害による様々な事態が想定される中、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位づけを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

地域計画においては、それぞれの起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための横断的な施策群である23のプログラム全てが重要で取り組むべき施策であるが、下記の観点より総合的に勘案し、13の重点化すべきプログラムを設定した。

（1）人命の保護

大規模自然災害の発生した場合においても、人命の保護が最大限図られる。

（2）他の事態の回避や被害軽減への影響

各々の事態において相互関係があり、ある事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や、被害軽減が図られる。

例)「1-1 建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生」の事態を回避することができ、死傷者数を軽減できれば「2-2 救急救助、医療活動の機能不全」の事態が回避しやすくなる。

第2節 重点化すべきプログラム

重点化すべきプログラムは、以下の太字で記載した13の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」である。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	<u>建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生</u>
		1-2	<u>不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</u>
		1-3	<u>大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生</u>
		1-4	<u>異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</u>
		1-5	大規模な土砂災害等による道路の寸断
		1-6	<u>情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</u>

2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	<u>食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</u>
		2-2	<u>救急救助、医療活動の機能不全</u>
		2-3	<u>疫病・感染症等の大規模発生</u>
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	<u>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</u>
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	<u>情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態</u>
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-3	<u>食料等の安定供給の停滞</u>
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	<u>電気、石油、ガスの供給機能の停止</u>
		6-2	<u>上下水道等の長期間にわたる機能停止</u>
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

※太字は、重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

第6章 計画の推進

第1節 計画の進捗管理

第5章で設定した13の重点化すべきプログラムを優先し、各施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、PDCAサイクルを回していくこととする。

また、施策の進捗等に応じてプログラムの見直しや修正を行っていく。

第2節 プログラム推進上の留意点

プログラムは国、県、民間等横断的な施策群であり、1つの実施主体でできるものではないことから、各実施主体間で情報共有を図るなど連携が必要である。

また、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行い、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化が進められるよう、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるなど、地域計画の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

資料編

第1節 用語の解説

用語	意味
アンブレラ計画	特定の部分のみ、他の全ての計画を覆うように上位に位置づけられ、様々な分野における計画等の指針となる計画のこと。
EBPM	エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略称。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。
L-ALERT	「災害情報共有システム」の通称。災害などの住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした、情報流通のための基盤のこと。
応急危険度判定	地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行うこと。
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	脆弱性評価を行うにあたり、想定する損失や被害の内容（種類、範囲や程度など）と、時間経過に伴う損失や被害状況の推移のこと。
キャッシュサイト	アクセスの集中によりホームページなどウェブサイトを開覧しづらい状況が発生したとき、アクセスの負荷軽減などを目的として提供される別のウェブサイトのこと。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、長期的な視点のもと、地域の実情に応じて、更新・統廃合・長寿命化など、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。
国土強靱化	大規模災害等から人命を守り、経済社会への致命的な被害を抑えるとともに、迅速に回復することをめざすため、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。
御坊市公営住宅等長寿命化計画	本市の市営住宅の点検強化及び早期の管理・修繕による更新コストの削減を目的に、ストックの効率的、効果的な活用方法を定め、適切なストックマネジメントを行うための計画のこと。
ごぼう総活躍のまち講座	認知症のことを正しく理解し、認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らしていくための「備え」について、考える機会づくり（講座）のこと。

用語	意味
御坊市地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、御坊市の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、市民の誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目的とした計画のこと。
災害廃棄物	地震や津波、洪水等の災害により、倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート塊、金属くず、自動車、倒木などの廃棄物のこと。
サプライチェーン	原材料・部品等の調達から、生産、流通を経て消費者に至るまでの、製品の全体的な流れのこと。
J-ALERT	「全国瞬時警報システム」の通称。人工衛星と市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝えるシステムのこと。
事業継続計画	災害や事故など不測の事態を想定して、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを戦略的に準備しておく計画。BCP ともいう。
受援計画	大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受入れられるよう、支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定めた計画のこと。
脆弱性	もろくて弱い性質または性格のこと。国土強靱化の分野では、起きてはならない最悪の事態を回避するために、現状を改善するために必要な課題などのこと。
相互応援協定	大規模な災害が発生し、被災地独自では十分に応急措置が実施できない場合において、市町村間の相互の応援を円滑に行うために必要な事項について定める協定のこと。
津波避難困難地域	津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域のこと。
DMAT	災害派遣医療チームの略称。大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームのこと。
特定避難路	津波の浸水想定を踏まえ、市町村長から提案のあった避難路のうち、津波からの円滑な避難に対し支障とならないよう、避難路沿いの建築物等に制限をかける必要があると認めて知事が指定した避難路のこと。

用語	意味
都市計画マスタープラン	市の将来像を描き、その実現を目指した取組みの方策をまとめるもので、市が行う各種の都市計画の基本的な指針となるもの。
農業水利施設	農業用ダムや用水路など、農業用水の安定供給を図るための施設のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難路・避難所等の位置などを表示した地図のこと。
避難確保計画	水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画のこと。
被害認定調査	地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊・半壊等の「被害の程度」を認定する調査のこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を必要とする方のうち、災害時に自宅から自ら避難することが著しく困難で、円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を必要とする方のこと。
避難所運営訓練	地震で被災した際に、地域住民同士が連携しながら、主体となって避難所の運営を行うための訓練のこと。HUG を利用して行われる事が多い。
避難路	災害対策基本法に規定する市町村地域防災計画に避難路として位置づけられた道のこと。
福祉避難所	災害時に、一般的な避難所では生活に支障があるとされる方（要配慮者）が避難するため、特別な配慮がされた避難所施設のこと。
防災行政無線	県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とするとともに、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。
リスクコミュニケーション	行政、企業、市民などの関係者間で、事前に想定されるリスクについて意見や情報を交換し、防災意識を共有すること。
和歌山県総合防災情報システム	大規模災害時に市町村や気象庁など防災関係機関と災害情報を共有するシステムのこと。県防災センターと振興局、県内市町村、消防本部など防災関係機関を複数回線をつなぎ、災害時に関係機関から被害情報や応急対策の状況を収集・共有を行う。

御坊市国土強靱化地域計画

発行年月／平成 29 年 2 月（令和 4 年 3 月改定）
（令和 5 年 3 月一部修正）
（令和 6 年 3 月一部修正）
（令和 7 年 3 月一部修正）

編集／御坊市 総務部企画課

〒644-8686 和歌山県御坊市藺 350 番地 2

電話：0738-23-5518

ファックス：0738-24-2121

御坊市国土強靱化地域計画

～強くしなやかな御坊市に～